料金表
通則

（料金の計算方法等）
１　当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
（１）　（２）以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
（２）　プリペイド通話若しくはａｕ国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際ＳＭＳ送信（別表１（オプション機能）３欄に規定する国際ＳＭＳ送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

２　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金（プリペイド通話に関する料金を除きます。以下第３項、第４項、第 18 項及び第 19 項において同じとします。）のうち、基本使用料等、通話料、パケット通信料及びユニバーサルサービス料（プリペイド電話に関するものを除きます。）は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
　ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
３　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
４　当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。
　ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。
５　当社は、通話料及びパケット通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

（基本使用料等の日割り）
６　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第５号については、第 70 条（基本使用料等の支払義務）第２項第３号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。）に応じて日割りします。
　ただし、第 70 条第１項第２号に該当する場合の同号のイ及びウに定める基本使用料等については、この限りでありません。
（１）　料金月の起算日以外の日に、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
（２）　料金月の起算日以外の日に、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

（３）　料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
（４）　料金月の起算日以外の日に、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
（５）　第 70 条第２項第３号の表の規定に該当するとき。
（６）　第３項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき
７　前項第１号から第５号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 70 条第２項第３号の表の１欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
８　第６項第６号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（端数処理）
９　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
　ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（料金等の支払い）
10　契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
11　前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
12　当社は、プリペイド通話に関する料金については、課金単位となる通話時間及びＳＭＳ送信の回数ごとに第 76 条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定に基づき登録した前払い通話料の残高を減ずることとします。

（料金の一括後払い）
13　当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（少額料金の翌月払い）
14　当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

（前受金）
15　当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）
16　この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
　ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りでありません。
（１）　プリペイド通話又はａｕ国際通話に関する料金

（２）　他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金
（３）　国際ＳＭＳ送信に関する料金（通話料に限ります。）

（料金の臨時減免）
17　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
18　当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（料金等の請求）
19　ａｕ（ＷＩＮ）通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「ＷＥＢｄｅ請求書ご利用規約」、「ＫＤＤＩまとめて請求に係る取扱い規約」又は「ａｕポイントプログラム規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第１表　ａｕ（ＷＩＮ）通信サービスに関する料金

第１　基本使用料等

１　適用

基本使用料等の適用については、第 70 条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料等の適用</th></tr>
<tr><td>（1）　ａｕサービスの種類等</td><td>ア　ａｕサービスには、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>ａｕデュアル</td><td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの</td></tr>
<tr><td>ａｕパケット</td><td>パケット端末との間に電気通信回線を設定して専らパケット通信のために提供するもの</td></tr>
<tr><td>ＵＩＭサービス</td><td>ａｕＩＣカード対応端末（当社の貸与するａｕＩＣカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して通話又はパケット通信のために提供するもの</td></tr>
</table>
イ　ａｕデュアルには、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>第１種ａｕデュアル</td><td>受信において最高 144kbit/s 、最高 2.4Mbit/s又は最高3.1Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第２種ａｕデュアル以外のもの</td></tr>
<tr><td>第２種ａｕデュアル</td><td>受信において最高 2.4Mbit/s、最高 3.1Mbit/s 又は最高 9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td></tr>
</table>
ウ　ａｕパケットには、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>第１種ａｕパケット</td><td>受信において最高 2.4Mbit/s、最高 3.1Mbit/s 又は最高 9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第２種ａｕパケット以外のもの</td></tr>
<tr><td>第２種ａｕパケット</td><td>受信において最高 2.4Mbit/s、最高 3.1Mbit/s 又は最高 9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応した当社所定</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>のパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td></tr>
</table>
エ　当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のａｕサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、そのａｕ契約者から接続の請求があった端末設備に対応するａｕサービスを提供するものとします。
<table>
<tr><th colspan="2">ａｕ契約の種別</th><th>ａｕサービスの種類</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般ａｕ契約</td><td>ａｕデュアル、ａｕパケット、ＵＩＭサービス</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２種定期ａｕ契約</td><td>タイプⅠ</td><td>ａｕデュアル、ａｕパケット、ＵＩＭサービス</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>ａｕデュアル、ＵＩＭサービス</td></tr>
</table>
オ　当社は、ａｕサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後のａｕサービスの種類による料金を適用します。
カ　ローミングには、ａｕサービスと同一の種類があります。</td></tr>
<tr><td>（１）の２　ａｕモジュールの種類等</td><td>
ア　ａｕモジュールには、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>第１種ａｕモジュール</td><td>受信において最高 144kbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第２種ａｕモジュール又は第３種ａｕモジュール以外のもの</td></tr>
<tr><td>第２種ａｕモジュール</td><td>受信において最高 2.4Mbit/s、最高 3.1Mbit/s 又は最高 9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第３種ａｕモジュール以外のもの</td></tr>
<tr><td>第３種ａｕモジュール</td><td>受信において最高 2.4Mbit/s、最高 3.1Mbit/s 又は最高 9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末（ネットワーク負荷制御機能（当社の電気通信設備に対する負荷の制御等に関して当社が別に定める仕様に準拠した機能をいいます。以下同じとします。）を具備したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、当社が別に定める接続先との間の通信に限り提供するもの</td></tr>
</table>
イ　当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のａｕモジュールを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、そのａｕモジュール契約者から接続の請求があった端末設備に対応するａｕモジュールを提供するものとします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>ａｕモジュール契約の種別</th><th>ａｕモジュールの種類</th></tr>
<tr><td>一般ａｕモジュール契約</td><td>ａｕモジュール</td></tr>
<tr><td>第１種定期ａｕモジュール契約</td><td>第１種ａｕモジュール、第３種ａｕモジュール</td></tr>
<tr><td>第２種定期ａｕモジュール契約</td><td>第３種ａｕモジュール</td></tr>
</table>
ウ　第３種ａｕモジュールについては、そのａｕモジュール契約の種別に応じてそれぞれ当社が別に定める移動無線装置を利用する場合に限り提供します。
エ　当社は、ａｕモジュールの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していたａｕモジュール契約を解除して新たにａｕモジュール契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います。
</td></tr>
<tr><td>（１）の３　プリペイド電話の種類等</td><td>
ア　プリペイド電話には、次の種類があります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>プリペイド</td><td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの</td></tr>
<tr><td>プリペイドＵＩＭ</td><td>ａｕＩＣカード対応端末（当社の貸与するａｕＩＣカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの</td></tr>
</table>
イ　当社は、アに規定するプリペイド電話の種類のうち、プリペイドについては、プリペイド電話契約者からの新たな請求に基づく提供を行いません。
</td></tr>
<tr><td>（２）　ａｕサービスの基本使用料の料金種別の選択等</td><td>
ア　ａｕサービスの基本使用料には、次の料金種別があります。
（ア）　ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに係るもの
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>プランＳシンプル</td></tr>
<tr><td>プランＳＳシンプル</td></tr>
<tr><td>プランＥシンプル</td></tr>
<tr><td>プランＺシンプル</td></tr>
<tr><td>カケホ（３Ｇケータイ・データ付）</td></tr>
<tr><td>カケホ（３Ｇケータイ）</td></tr>
<tr><td>オフィスケータイプラン</td></tr>
</table>
（イ）　第１種ａｕパケットに係るもの
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>ＷＩＮシングル定額シンプル</td></tr>
</table>
（ウ）　第２種ａｕパケットに係るもの
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>ＷＩＮシングルフラット　ＷｉＭＡＸ　シンプル</td></tr>
</table>
イ　ａｕ契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>ウ　ａｕサービスの契約者回線において選択又は変更の請求をすることができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続されている移動無線装置により当社が別に定めるところによります。
エ　ａｕ契約者は、基本使用料の料金種別の変更（ウの規定を満たすものに限ります。）の請求をすることができます。
オ　エに定める基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
　ただし、その請求が、当社が別に定めるサービス取扱所において、その契約者回線に接続する端末設備を購入すると同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）の２　ａｕモジュールの基本使用料の料金種別の選択等</td><td>ア　ａｕモジュール（第１種ａｕモジュールを除きます。）の基本使用料には、次の種別があります。
（ア）　第２種ａｕモジュールに係るもの
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ＷＩＮモジュール定額</td></tr></table>（イ）　第３種ａｕモジュールに係るもの
<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ＰＨＯＴＯ－Ｕプラン</td></tr><tr><td>あんしんＧＰＳプラン</td></tr><tr><td>ＰＨＯＴＯ－Ｕ　ＴＶプラン</td></tr></table>イ　ａｕモジュール契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。
ウ　第２種ａｕモジュール契約者は、基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係る請求については、包括回線グループを単位として行っていただきます。
エ　ウに定める基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
オ　ＷＩＮモジュール定額については、第２種ａｕモジュールの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用する場合であって、その端末設備に具備されたネットワーク負荷制御機能を作動させているものに限ります。）に限り、選択することができます。
カ　第２種ａｕモジュールの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用する場合であって、その端末設備に具備されたネットワーク負荷制御機能を作動させているものに限ります。）については、その基本使用料の料金種別として、ＷＩＮモジュール定額を適用します。
キ　ウの規定にかかわらず、当社は、ＷＩＮモジュール定額の適用又は廃止を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していた</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>ａｕモジュール契約を解除して新たにａｕモジュール契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います。
ク　第３種ａｕモジュールの契約者回線において選択することができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続されている移動無線装置により当社が別に定めるところによります。
ケ　当社は、第３種ａｕモジュールの契約者回線について、その契約者回線に接続されている移動無線装置の変更を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していたａｕモジュール契約を解除して新たにａｕモジュール契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います　。</td></tr>
<tr><td>（３）　第２種定期ａｕ契約に係る基本使用料の取扱い
（２年契約、２年契約（自動更新なし））</td><td>ア　第２種定期ａｕ契約に係る基本使用料については、そのタイプ種別及び料金種別に応じて、２－１－１の（２）又は２－１－２の（２）に規定する料金額を適用します。
イ　第２種定期ａｕ契約に係る基本使用料の適用は、そのタイプ種別の第２種定期ａｕ契約に係るａｕサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日（他のタイプ種別の第２種定期ａｕ契約からの契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日、第３種ＬＴＥ契約又は第４種定期ＬＴＥ契約からの契約移行の場合は、第２種定期ａｕ契約に係るａｕサービスの提供を開始した日とします。）からとします。
ウ　第２種定期ａｕ契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>第２種定期ａｕ契約に係る基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>１　２又は３以外により第２種定期ａｕ契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日まで第２種定期ａｕ契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>２　一般ａｕ契約への契約変更があったとき（３に該当するときを除きます。）</td><td>その契約変更日を含む料金月の末日まで第２種定期ａｕ契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>３　一般ａｕ契約若しくは他のタイプ種別の第２種定期ａｕ契約への契約変更又は一般５Ｇ契約、２年定期５Ｇ契約若しくは一般ＬＴＥ契約への契約移行があったとき（一般ａｕ契約への契約変更又は一般５Ｇ契約若しくは一般ＬＴＥ契約への契約移行については、この約款、５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定めるその申出と同時に、障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。）</td><td>その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第２種定期ａｕ契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
エ　第２種定期ａｕ契約（タイプⅡに限ります。）への契約変更又は</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>契約移行（一般ＬＴＥ契約又は第２種定期ＬＴＥ契約（タイプⅠに限ります。）からのものに限ります。）があった場合であって、契約変更前又は契約移行前のａｕ契約又はＬＴＥ契約に係る基本使用料の料金種別が次表に定めるもの以外であるとき、その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の初日から契約変更後又は契約移行後の第２種定期ａｕ契約（タイプⅡに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更又は契約移行を行う前のａｕ契約又はＬＴＥ契約の契約種別に応じて、そのａｕ契約又はＬＴＥ契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。
<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td colspan="3">ａｕ契約に係るもの</td><td>カケホ（３Ｇケータイ・データ付）、カケホ（３Ｇケータイ）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ＬＴＥ契約に係るもの</td><td rowspan="2">第１種ＬＴＥデュアル</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）、カケホ（ＣＰ）</td></tr>
<tr><td>カテゴリーⅡ</td><td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２種ＬＴＥデュアル</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）、カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）</td></tr>
<tr><td>カテゴリーⅡ</td><td>シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（３）の２　第１種定期ａｕモジュール契約に係る基本使用料の取扱い（１年契約）</td><td>ア　第１種定期ａｕモジュール契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、２－１－３の（２）に規定する料金額を適用します。
イ　第１種定期ａｕモジュール契約に係る基本使用料の適用は、第１種定期ａｕモジュール契約に係るａｕモジュールの提供を開始した日を含む料金月の初日からとします。
ウ　第１種定期ａｕモジュール契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（一般ａｕモジュール契約への契約変更の場合は、その契約解除日を含む料金月の末日とします。）まで第１種定期ａｕモジュール契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>（３）の３　第２種定期ａｕモジュール契約に係る基本使用料の取扱い（２年契約）</td><td>ア　第２種定期ａｕモジュール契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、２－１－３の（３）に規定する料金額を適用します。
イ　第２種定期ａｕモジュール契約に係る基本使用料の適用は、第２種定期ａｕモジュール契約に係るａｕモジュールの提供を開始した日を含む料金月の初日からとします。
ウ　第２種定期ａｕモジュール契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（一般ａｕモジュール契約への契約変更の場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>は、その契約解除日を含む料金月の末日とします。）まで第２種定期ａｕモジュール契約に係る基本使用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>（３）の４　包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線について契約変更を行う場合の基本使用料等の取扱い</td><td>包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線について、契約変更を伴う請求があったときは、その請求を承諾した日を含む料金月の翌料金月から、変更後の基本使用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>（４）　基本使用料の長期利用割引の適用
（長期優待割引）</td><td>ア　基本使用料の長期利用割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、基本使用料の料金種別としてシンプルプラン（プランＳシンプル、プランＳＳシンプル、プランＥシンプル、プランＺシンプル及びオフィスケータイプランをいいます。以下同じとします。）を選択している契約者回線について、ａｕサービスの利用月数に応じて、そのａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）に係るその料金月の基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
１契約ごとに
<table>
<tr><th>利用月数</th><th>割引額</th></tr>
<tr><td>12 か月を超え 24 か月以内の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.05 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>24 か月を超え 48 か月以内の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.07 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>48 か月を超える場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td></tr>
</table>
備考　ａｕサービスの利用月数は、そのａｕサービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。）を通算したもの（契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のａｕ契約により提供を受けていたａｕサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、ＬＴＥ契約からの契約移行があった場合は、契約移行を行う前のＬＴＥ契約により提供を受けていたＬＴＥサービスに係る利用開始月からその契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。）とします。
イ　本割引は、ａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、適用します。
（ア）　定期ａｕ契約に係るもの
（イ）　（９）の５の適用を受けているもの
ウ　次に該当する場合において、新たに契約を締結したａｕサービスの利用月数は、同時に契約の解除があった電気通信サービス</td></tr>
</table>

	（第１種ａｕモジュール及びＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に規定する第１種ａｕモジュールを除きます。）を利用した月数に相当する期間を加えて計算します。 （ア）　ＫＤＤＩ株式会社との間に当社のａｕ契約又はＬＴＥ契約に相当する契約を締結していた者が、当社が別に定めるところにより、その契約を解除すると同時に新たに当社とａｕ契約を締結したとき。 （イ）　契約変更、契約移行又はその他当社が別に定める態様により、ａｕ契約又はＬＴＥ契約を解除すると同時に新たにその他のａｕ契約を締結したとき。 エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 オ　イの規定にかかわらず、新たにａｕ契約を締結（ＬＴＥ契約からの契約移行によるものを除きます。）した場合は、本割引を適用しません。
（４）の２　障がい者等に係る基本使用料の割引の適用（スマイルハート割引）	ア　障がい者等に係る基本使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者が次表の適用条件のいずれかに該当する者（以下「障がい者等」といいます。）である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、２－１－１の（１）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 （ア）　適用条件 ①　身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第　283 号）第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） ②　知的障がい者（療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第　156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） ③　精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第　123 号）第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） ④　特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年衛発第　242 号公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患治療研究事業対象疾患であることについて証明書（特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証をいいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） ⑤　指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第７条第４項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） （イ）　料金額 ①　②以外のもの １契約ごとに月額 料金額

２－１－１の(１)に規定する料金額に0.50を乗じて得た額

②　基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるもの

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
カケホ（３Ｇケータイ・データ付）	5,500円
カケホ（３Ｇケータイ）	2,000円

イ　本割引は、ａｕサービス（ａｕパケットを除きます。)の契約者回線（その契約者が、アの(ア)に定める適用条件のいずれかに該当するものに限ります。)であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）　定期ａｕ契約に係るもの。

（イ）　(７)の適用を受けているもの。

（ウ）　第２（通話料）１（適用）(13)又は(16)の適用を受けているもの。

ウ　本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出ていただきます。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。

エ　当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。

（ア）　当社との間で締結している他の契約者回線、５Ｇ契約者回線又はＬＴＥ契約者回線（それぞれの契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限ります。)について、本割引又は５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。

（イ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限ります。)について、ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。

オ　本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。

ただし、その申出が、ａｕパケットからのａｕサービスの種類の変更又はＬＴＥ契約（ＬＴＥシングルに係るものに限ります。)からの契約移行と同時に行われた場合は、ａｕサービスの種類の変更日又は契約移行日からとします。

カ　本割引の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。

（ア）　障がい者等でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。

（イ）　自己以外の者に不正に利用させないこと。

（ウ）　その他本割引に関する取扱いを適正に運用すめに必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。

キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約

<table>
<tr><td></td><td>
者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。
（ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。
（イ）　契約者の地位の承継があったとき。
（ウ）　ａｕ契約の解除があったとき。
（エ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。
（オ）　エの規定に適合しないことが判明したとき。
（カ）　その契約者がカの規定に違反したとき。
ク　本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　２又は３以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（ａｕサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　キの（ウ）又は（エ）の規定により本割引の適用を廃止したとき（契約変更又は２年定期５Ｇ契約、第２種定期ＬＴＥ契約若しくは第７種定期ＬＴＥ契約への契約移行に係るものを除きます。）。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>３　契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。</td><td>その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　区分２のうち、第 78 条（基本使用料等の支払義務）第１項第２号に該当するときは、同号のイ及びウに定める基本使用料については、ａｕ契約の解除があった日を含む料金月の末日まで本割引の対象とします。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（５）　複数回線複合割引の適用（家族割、法人割）</td><td>
ア　　複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（第２種定期ａｕ契約に係るもの、基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）若しくはカケホ（３Ｇケータイ）のもの又は（４）の２の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、２－１－１の（１）に規定する料金額（（４）の適用による場合は、適用した後の額と
</td></tr>
</table>

します。以下この欄において同じとします。)に 0.25 を乗じて得た額の割引きを行うことをいいます。

イ　本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、次表に定める割引を選択する５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線をいいます。

割引
当社の５Ｇ約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引、ＬＴＥ約款に定める複数回線複合割引又は特定割引（ＫＤＤＩ株式会社の５Ｇ約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はＷＩＮ約款若しくはＬＴＥ約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(６)において同じとします。)

ウ　本割引は、ａｕサービス（ａｕパケットを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）（９)の５の適用を受けているもの

（イ）第２（通話料）１（適用）(24)又は(26)の適用を受けているもの

エ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

オ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ　当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線の数が２以上 10 以下でないとき。

（イ）その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ウ）その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（エ）指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。

（オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ　当社は、１の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信料明細内訳書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。

ク　本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

ケ　本割引の適用の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

コ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（オ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　その他カのいずれかに該当することとなったとき。

サ　コの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ａｕサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
２　ａｕサービスの利用の一時休止、ａｕ契約の解除又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
備考　区分２のうち、第 78 条（基本使用料等の支払義務）第１項第２号に該当するときは、同号のイ及びウに定める基本使用料については、ａｕ契約の解除があった日を含む料金月の末日まで本割引の対象とします。	

シ　サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、（６）又は第２（通話料）１（適用）(15)若しくは(20)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ス　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

セ　本割引の適用を受けている契約者回線について、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する割引額の日割りを行います。

<table>
<tr><td></td><td>ソ　当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
タ　当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。
ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
チ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（６）　契約者を単位とする基本使用料割引Ｉの適用
（グループディスカウント）</td><td>ア　契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（（ア）に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）若しくはカケホ（３Ｇケータイ）のもの又は（５）の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料（（４）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、（イ）に規定する額の割引を行うことをいいます。。
（ア）　割引選択回線
<table><tr><th>割引選択回線</th></tr><tr><td>本割引を選択する契約者回線、当社の５Ｇ約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ｉを選択する５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ｉを選択するＬＴＥ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ（以下この（７）欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td></tr></table>
（イ）　割引額
１契約ごとに
<table><tr><td>その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線の数（それぞれ（６）に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。）</td><td>割引額</td></tr><tr><td>２以上４以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>５以上 49 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.20</td></tr></table></td></tr>
</table>

	を乗じて得た額
50 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.25 を乗じて得た額
1000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.28 を乗じて得た額

イ　本割引は、ａｕデュアルの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）（４）の２又は（９）の５の適用を受けているもの

（イ）第２種定期ａｕ契約に係るもの

ウ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線の数が２以上でないとき。

（イ）その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ウ）その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（エ）その申出のあった契約者回線が、第２（通話料）１（適用）(15)又は(20)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

（オ）指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（カ）その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

（キ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ　本割引の計算は、その契約者回線に係る基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

キ　本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ＬＴＥ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。

ク　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（オ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ　クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ａｕサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
２　ａｕサービスの利用の一時休止、ａｕ契約の解除又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はａｕサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ　ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、（５）又は第２（通話料）１（適用）(15)若しくは(20)の適用の申込み（５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

サ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

シ　本割引の適用を受けている契約者回線について、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、基本使用料の料金種別ごとにアの（イ）に規定する割引額の日割りを行います。

ス　当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過し

<table>
<tr><td></td><td>てもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
セ　当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。
ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
ソ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（７）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（８）　包括回線グループを単位とする基本使用料割引の適用
（シングル大口回線割引）</td><td>ア　包括回線グループを単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、あらかじめ契約者が選択した包括回線グループ（第１種ａｕモジュールの契約者回線により構成されるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に係る基本使用料について、包括回線グループを単位として次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
１契約ごとに
<table>
<tr><th>その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数</th><th>割引額</th></tr>
<tr><td>50 以上 149 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>150 以上 249 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>250 以上 499 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>500 以上 999 以下の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>1,000 以上の場合</td><td>その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額</td></tr>
</table>
イ　当社は、本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（ア）　その契約者が、包括回線グループに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（イ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
（ウ）　その契約者回線が（９）の５の適用を受けているとき。
（エ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
ウ　本割引の適用の開始は、イの規定により本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
エ　当社は、契約者から、本割引の適用を受けている包括回線グループを構成する全ての契約者回線について、一括して本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　ａｕモジュール契約の解除があったとき。
（イ）　イの（ア）から（エ）のいずれかに該当することとなったとき。
オ　エの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　ａｕモジュール契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
カ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
</td></tr>
<tr><td>（９）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（９）の２　複数回線の利用を条件とするａｕパケットに関する基本使用料の減額適用（ＷＩＮシングルセット割）</td><td>
ア　ａｕパケットに係るａｕ契約者が、当社との間に第２種ａｕデュアル若しくはＵＩＭサービスに係るａｕ契約、当社の５Ｇ約款に定める５Ｇデュアルに係る５Ｇ契約若しくはＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアルに係るＬＴＥ契約を締結している又はＫＤＤＩ株式会社との間に第２種ａｕデュアル若しくはＵＩＭサービスに係るａｕ契約、ＫＤＤＩ株式会社の５Ｇ約款に定める５Ｇデュアルに係る５Ｇ契約若しくはＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアルに係るＬＴＥ契約を締結している場合において、その契約者からの申出により、そのａｕパケットの契約者回線について、２－１－２の（１）に定める料金額に代えて、下表に定める料金額を適用する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><th>税抜額</th></tr>
<tr><td>第１種ａｕパケット</td><td>ＷＩＮシングル定額シンプル</td><td>1,600 円</td></tr>
<tr><td>第２種ａｕパケット</td><td>ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル</td><td>5,200 円</td></tr>
</table>
イ　当社は、ａｕパケットの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、本減額適用を行います。
（ア）（９）の５の適用を受けているもの
</td></tr>
</table>

	（イ）　第２種定期ａｕ契約に係るもの ウ　削除 エ　削除 オ　本減額適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月からとします。 　この場合において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月におけるａｕサービス（ａｕパケットに限ります。）の利用日数に応じてアの表に規定する料金額を日割りして適用します。 （ア）　減額適用回線について、そのａｕサービスの提供を開始した日を含む料金月に、本減額適用の申込みを受け、当社がこれを承諾した場合。 （イ）　減額適用回線について、ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があった日を含む料金月に、本減額適用の申込みを受け、当社がこれを承諾した場合。 カ　当社は、契約者から本減額適用の廃止の申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、本減額適用を廃止します。 （ア）　減額対象回線又は判定用回線に係るａｕ契約、５Ｇ契約又はＬＴＥ契の解除があったとき。 （イ）　減額対象回線又は判定用回線に係るａｕサービス、５Ｇサービス又はＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。 （ウ）　減額対象回線又は判定用回線に係るａｕサービス利用権、５Ｇサービス利用権又はＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。。 （エ）　減額対象回線又は判定用回線に係る契約者の地位の承継があったとき。 （オ）　減額対象回線について、ａｕパケット以外へのａｕサービスの種類の変更があったとき。 （カ）　判定用回線について、ａｕパケット、５Ｇシングル又はＬＴＥシングルへのａｕサービス、５Ｇサービス又はＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。 キ　カの規定により、本減額適用を廃止した場合、その事由が生じた日（ａｕサービス利用権、５Ｇサービス利用権若しくはＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 ク　次の各号のいずれかに該当する場合、本減額適用は、オからキの規定にかかわらず、それぞれ各号の規定によります。 （ア）　減額対象回線に係るａｕサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてａｕサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月のうちａｕサービスの利用の一時休止期間を除く期間に係る日数に応じて、アの表に規定する料金額を日割りして適用します。

<table>
<tr><td></td><td>（イ）　判定用回線に係るａｕサービス、５Ｇサービス又はＬＴＥサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてａｕサービス、５Ｇサービス又はＬＴＥサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月について本減額適用を行います。
（ウ）　本減額適用の申込みがあり当社がこれを承諾した日を含む料金月に、カに定める事由が生じた場合は、本減額適用は行いません。
ク　判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（９）の３　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（９）の４　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（９）の５　契約者を単位とする金額指定割引の適用
（まるごとビジネス割引）</td><td>ア　契約者を単位とする金額指定割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（（イ）に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するその契約者回線（第３種ａｕモジュールに係るもの又は基本使用料の料金種別がＷＩＮシングル定額シンプル若しくはＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルのものを除きます。）に係る基本使用料について、契約者からあらかじめ申出のあった指定期間及び指定金額（（ウ）の①に規定するものをいい、割引選択回線群ごとに指定するものとします。以下この欄において同じとします。）並びにその基本使用料の料金種別に応じて定まる（ウ）に規定する割引率を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係る基本使用料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。
（ア）　定額料
１割引選択回線群ごとに月額
<table><tr><th>料金額</th></tr><tr><td>税抜額 1,000 円</td></tr></table>（イ）　割引選択回線
<table><tr><th>割引選択回線</th></tr><tr><td>本割引を選択する契約者回線、当社のＬＴＥ約款に定める契約者を単位とする金額指定割引（以下この（（９）の５において「ＬＴＥ割引」といいます。）を選択するＬＴＥ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款若しくはＬＴＥ約款に定める契約者を単位とする金額指定割引（以下この（９）の５において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td></tr></table>（ウ）　指定期間及び指定金額
①　②以外のもの
<table><tr><th>区分</th><th>割引率</th></tr></table></td></tr>
</table>

指定期間	指定金額 税抜額	
1年	50,000円	28%
	300,000円	30%
	1,000,000円	36%
	5,000,000円	37%
	10,000,000円	38%
	30,000,000円	39%
	50,000,000円	40%
2年	50,000円	40%
	300,000円	41%
	1,000,000円	42%
	5,000,000円	43%
	10,000,000円	44%
	30,000,000円	45%
	50,000,000円	46%
3年	50,000円	42%
	300,000円	43%
	1,000,000円	44%
	5,000,000円	45%
	10,000,000円	46%
	30,000,000円	47%
	50,000,000円	48%

② 基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるもの

区分	割引率
プランＺシンプル又はオフィスケータイプラン	50%
カケホ（３Ｇケータイ・データ付）	20.83%
カケホ（３Ｇケータイ）	40.54%

イ　本割引は、ａｕサービス又はａｕモジュール（第１種ａｕモジュールを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）　定期ａｕ契約又は定期ａｕモジュール契約に係るもの

（イ）　基本使用料の料金種別がＷＩＮモジュール定額のもの

（ウ）　（５）、（６）又は（８）の適用を受けているもの

（エ）　第２（通話料）１（適用）(13)又は(15)の適用を受けているもの

ウ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ　当社は、その契約者回線が当社が別に定める移動無線装置を利用しているものである場合、本割引に係る基本使用料割引額について、割引選択回線群を単位として計算するものとします。

オ　当社は、その契約者回線が別記 32 に定める包括的管理の取扱いの適用を受けている場合、本割引に係る基本使用料割引額について、包括回線グループを単位として計算するものとします。

	カ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 キ　当社は、カに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 （イ）　その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であって、指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線の数が２以上でないとき。 （ウ）　その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （エ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （オ）　指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （カ）　エの適用を受ける契約者回線又は他網契約者回線とその適用を受けない契約者回線又は他網契約者回線とが同一の割引選択回線群に含まれることとなるとき。 （キ）　包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線又は他網契約者回線と、その適用を受けない契約者回線又は他網契約者回線とが同一の割引割引選択回線群に含まれることとなるとき。 （ク）　その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。 （キ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 ク　割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、（ア）に定める契約者回線群割引前月間累計額に当社のＬＴＥ約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成するＬＴＥ契約者回線に係るものに限ります。）及びＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款若しくはＬＴＥ約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成する他網契約者回線に係るものに限ります。）を加算した額（以下、この欄、第２（通話料）１（適用）(23)及び第３（パケット通信料）１（適用）(10)において「月間利用額」といいます。）が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たないときは、（イ）に定める要支払額を支払っていただきます。 　ただし、本割引、当社のＬＴＥ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款若しくはＬＴＥ約款の規定に基づいて、その割引選択回線群が初めて構成された日（以下、この欄、第２（通話料）１

（適用）(23)及び第３（パケット通信料）１（適用）(10)において「割引選択回線群構成日」といいます。)を含む料金月については、この限りでありません。

（ア）　契約者回線群割引前月間累計額

契約者回線群割引前月間累計額
その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に応じて、その料金月に生じた次の①から⑤の料金額の総合計 ①　基本使用料の額 ②　第２（通話料）１（適用）(23)のアに定める月間累計額 ③　通話（基本使用料の料金種別がプランＺシンプルの契約者回線から行われたものに限ります。)に関する料金の月間累計額（②に相当するものをいいます。） ④　第３（パケット通信料）１（適用）(10)のアに定める月間累計額 ⑤　パケット通信（基本使用料の料金種別がプランＺシンプルの契約者回線から行われたものに限ります。)に関する料金の月間累計額（④に相当するものをいいます。）

（イ）　要支払額

次式により算出した額 要支払額　＝　未達額×50% （注）　上式において、未達額とは、その指定金額から月間利用額を減じて得た額とします。

ケ　本割引の計算は、料金月単位で行います。

コ　本割引の適用は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ＬＴＥ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。)から開始します。

サ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ａｕサービス利用権又はａｕモジュール利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ａｕサービス又はａｕモジュールの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ａｕ契約又はａｕモジュール契約の解除があったとき。

（オ）　その他キの(ア)から(ク)のいずれか（(イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

シ　サの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

ス　サの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ａｕサービス利用権若しくはａｕモジュール利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
２　ａｕサービス若しくはａｕモジュールの利用の一時休止又はａｕ契約若しくはａｕモジュール契約の解除があったとき。	一時休止日又は契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

セ　スの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、（５）、（６）、（８）若しくは（９）の２又は第２（通話料）１（適用）⒀若しくは⒂の適用の申込み（５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします

ソ　サの規定によるほか、当社は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日をもって、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、本割引の適用を廃止します。

タ　当社は、ソの規定により本割引の適用を廃止したときは、その全ての契約者回線について、廃止日の翌日に、廃止前に適用を受けていたものと同じ指定期間及び指定金額を指定して、新たに本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、廃止日を含む料金月の翌料金月中に、契約者から新たに本割引の適用を選択しない旨の申出があった場合は、この限りでありません。

チ　契約者は、アに規定する指定期間又は指定金額の変更（指定期間を変更する場合は変更前の指定期間より長期のものへの、指定金額を変更する場合は変更前の指定金額より高額のものへの変更に限ります。）を行うことができます。

この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ツ　本割引が適用される料金月において、契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係るａｕサービス、ａｕモジュール又はＬＴＥサービスの利用の一時中断又は利用中止があった場合

でも、ア及びクの規定を適用します。

テ　割引選択代表回線がＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ト　割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通信を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。

ナ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ニ　定額料については、日割りは行いません。

ヌ　契約者は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線に係る本割引の適用の廃止（その割引選択回線群を構成するＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線の数が１以上となる場合を除きます。以下このヌにおいて「割引選択回線群の廃止」といいます。）があったときは、その指定期間に応じて、次表に規定する額を支払っていただきます。

１割引選択回線群ごとに

指定期間	支払いを要する額
	割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して割引選択回線群の廃止があった日を含む料金月までの次表に定める契約者回線群本割引等割引額に次の率を乗じて得た額 契約者回線群本割引等割引額 その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線に係る次の（ア）から（ク）の合計額 （ア）　本割引に係る基本使用料割引額 （イ）　当社のＬＴＥ約款に定める本割引に係る基本使用料割引額 （ウ）　ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款及びＬＴＥ約款に定める本割引に係る基本使用料割引額 （エ）　第２（通話料）１（適用）(23)のアに定める本割引に係る通話料割引額 （オ）　当社のＬＴＥ約款に定める本割引に係る通話料割引額 （カ）　ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款及びＬ

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>ＴＥ約款に定める本割引に係る通話料割引額
（キ）　第３（パケット通信料）１（適用）(10)のアに定める本割引に係るパケット通信料割引額
（ク）　ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める本割引に係るパケット通信料割引額</td></tr>
<tr><td>１年</td><td>75%</td></tr>
<tr><td>２年</td><td>73%</td></tr>
<tr><td>３年</td><td>71%</td></tr>
</table>
ネ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
ノ　当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
ハ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>(10)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(11)　オプション機能使用料の減額適用</td><td>高速パケット通信機能とＥＺｗｅｂ機能を同時に利用している場合は、２（料金額）に規定するオプション機能使用料の合計額から下表の料金額を減額して適用します。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td>区分</td><td>控除額</td></tr>
<tr><td>タイプＩに係るもの</td><td>300 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(12)　ａｕ．ＮＴ機能に係るオプション機能使用料の適用</td><td>ア　ａｕ．ＮＥＴ機能に係るオプション機能使用料については、その契約者回線とａｕ．ＮＥＴ機能に係る電気通信設備との間でパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）を行った料金月において適用します。この場合において、当社は、通則項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。
イ　ａｕ契約者は、(24)に定める減額適用を選択している場合、その契約者回線について、ａｕ．ＮＥＴ機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>(13)　ａｕ．ＮＥＴ機能に係るオプション機</td><td>ア　当社は、ａｕ契約者からの申込みがあった契約者回線に係るオプション機能使用料（ａｕ．ＮＥＴ機能に係るものに限ります。）について、その料金月において、判定対象回線群（(ア)に定める</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>能使用料の減額適用
（ａｕ．ＮＥＴビジネス割引）</td>
<td>
判定対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線の数の合計が 30 以上である場合に、２－２－１の（１）に規定する料金額に代えて、（イ）に定める料金額を適用する取扱い（以下この欄において「本割引」といいます。）を行います。
（ア）　判定対象回線
<table>
<tr><th>判定対象回線</th></tr>
<tr><td>その契約者（当社が別に定める基準に適合する、その契約者以外の者を含みます。）名義の契約者回線又はＬＴＥ契約者回線であって、その契約者が指定したもの（その料金月の全ての日において、そのａｕサービスの利用の一時休止又はＬＴＥサービスの利用の一時休止が行われているものを除きます。以下この(13)において「判定対象回線」といいます。）及びＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線（判定対象回線に相当するものに限ります。）</td></tr>
</table>
（イ）　料金額
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>ａｕ．ＮＥＴ機能</td><td>税抜額　300 円</td></tr>
</table>
イ　本割引はａｕサービスの契約者回線に限り、選択することができます。
ウ　当社は、アに規定する申込みがあったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（ア）　その契約者回線に係る契約者名義が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。
（イ）　その契約者が、その契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
（ウ）　その契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
（エ）　その申出が新たに判定用回線群を構成する申出であるとき。
（オ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
エ　本割引の適用の開始は、アに規定する申込みを当社が承諾した日を含む料金月からとします。
オ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　ａｕサービスの利用権の譲渡があったとき。
（イ）　契約者の地位の承継があったとき。
（ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。
（エ）　ａｕ契約の解除があったとき。
（オ）　イの規定に反することとなるとき。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>（カ）　その他ウに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。
カ　オの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
　この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日（ａｕサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　オの（ウ）から（カ）に該当することとなったとき。</td><td>オの（ウ）から（カ）に該当することとなった日の前日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
キ　契約者は、判定対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその判定対象回線群を構成する他網契約者回線について本割引に相当する割引の適用の可否を判断するために、その判定対象回線群を構成する契約者回線に係る情報（本割引に相当する割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>(14)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(15)　番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用</td><td>ア　別表１（オプション機能）24 欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第 70 条（基本使用料等の支払義務）第１項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日（その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ（同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。）が構成された日（以下この欄において「構成日」といいます。）とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。）から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日（その料金月において番号変換機能の廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線（同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。）の数が０となるものに限ります。）があったときは、その廃止日（以下「ユーザグループ廃止日」といいます。）とします。）においてユーザグループ代表者（同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。）である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が０となった場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。)について、２（料金額）に規定する料金の支払いを要します。
<table>
<tr><th>区分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が０となった場合は、そのユーザグループ廃止日）</td></tr>
</table>
イ　番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第 70 条第２項の規定中、「ａｕ（ＷＩＮ）通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号（別表１（オプション機能）24 欄に規定する内線番号をいいます。)による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</td></tr>
<tr><td>(15)の２　保留転送機能に係るオプション機能使用料の適用</td><td>ア　別表１（オプション機能）24 の２欄に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第 70 条（基本使用料等の支払義務）第１項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にａｕ契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「オプション機能使用料の支払いを要する期間」といいます。)について、２（料金額）に規定する料金の支払いを要します。
イ　保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
ウ　当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が１の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。</td></tr>
<tr><td>(15)の３　番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料の適用</td><td>ア　別表１（オプション機能）24 の４欄に規定する番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインＩＤ（別表１（オプション機能）24 の４欄の備考(５)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るログインＩＤ利用者（そのログインＩＤにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</td></tr>
</table>

	イ　当社は、通則にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。
(16)　ＥＺｗｅｂ機能に係るオプション機能使用料の適用	ア　別表１（オプション機能）５欄に規定するＥＺｗｅｂ機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、同欄に規定するｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能Ｉを利用する場合、２（料金額）に規定するｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能Ｉの利用に係る加算額の支払いを要します。 イ　ＥＺｗｅｂ機能とＩＳ　ＮＥＴ機能の提供を同時に受けている契約者回線の契約者は、２（料金額）に規定するＥＺｗｅｂ機能に係るオプション機能使用料（アに規定する加算額を含みます。）の支払いを要しません。 　ただし、その料金月において、ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）が行われなかった場合は、この限りでありません。 ウ　アに規定する加算額は、ｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能Ｉの利用日数に応じて日割りします。
(17)　削除	削除
(18)　削除	削除
(19)　削除	削除
(20)　削除	削除
(21)　ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るオプション機能使用料の適用	ア　別表１（オプション機能）27 欄に規定するＩＳ　ＮＥＴ機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、同欄に規定するｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能Ⅱを利用する場合、２（料金額）に規定するｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能Ⅱの利用に係る加算額の支払いを要します。 イ　ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るオプション機能使用料（アに規定する加算額を含みます。）については、ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）を行った料金月において適用します。この場合において、当社は、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料（アに規定する加算額を除きます。）の日割りを行いません。 ウ　アに規定する加算額は、ｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能Ⅱの利用日数に応じて日割りします。
(22)　削除	削除
(23)　特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（ａｕスマートバリュー）	ア　特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（割引対象回線（イに定めるものをいいます。以下この欄から(25)において同じとします。）及び１の判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄から(25)において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄から(25)において同じとします。）を構成する契約者回線（本割引を選択するものに限ります。）に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるａｕ（ＷＩＮ）通信サービスの料金（基本使用料、オプション機能使用料（番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料

（ａｕ国際通話及び国際ＳＭＳ送信に係るものを除きます。）及びパケット通信料に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びａｕスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。

（ア）　（イ）以外の場合

１契約ごとに月額

区分	割引額 税抜額
１　本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	1,410円
２　本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	934円

（イ）　その料金月の末日における基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）である場合

１契約ごとに月額

割引額
税抜額　934円

イ　本割引に係る割引対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。

（ア）　本割引、ＯＣＴスマバリ、ＯＣＴ家族割プラス、ＯＣＴルーター割引、ＯＣＴ据置ルーター割引、ＫＤＤＩスマバリ、ＫＤＤＩ家族割プラス、ＫＤＤＩルーター割引又はＫＤＤＩ据置ルーター割引を選択する契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線

（イ）　ＯＣＴ固定代替割引又はＫＤＤＩ固定代替割引を受けることとなる契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線

備考

１　イの各号に定める割引若しくは減額適用は、それぞれ次のものをいいます。以下この(23)から(25)において同じとします。

ＯＣＴスマバリ	当社の５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引
ＯＣＴ家族割プラス	当社の５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引
ＯＣＴルーター割引	(24)に定める減額適用又は当社のＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第２種ＬＴＥシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用
ＯＣＴ据置ルーター割	当社のＬＴＥ約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額

引	適用
ＯＣＴ固定代替割引	(25)に定める減額適用、当社の５Ｇ約款に定める特定ａｕ回線の指定に係る基本使用料の適用又はＬＴＥ約款に定める特定ａｕ回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用
ＫＤＤＩスマバリ	ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引
ＫＤＤＩ家族割プラス	ＫＤＤＩ株式会社の５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引
ＫＤＤＩルーター割引	ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用又はＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第２種ＬＴＥシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用
ＫＤＤＩ据置ルーター割引	ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用
ＫＤＤＩ固定代替割引	ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める特定ａｕ回線の指定に伴うＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用、５Ｇ約款に定める特定ａｕ回線の指定に係る基本使用料の適用又はＬＴＥ約款に定める特定ａｕ回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用

２　その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合、「ＯＣＴ家族割プラス」を「ＯＣＴ法人割プラス」に、「ＫＤＤＩ家族割プラス」を「ＯＣＴ法人割プラス」にそれぞれ読み替えます。以下同じとします。

ウ　本割引に係る判定用回線とは、キの規定に基づき指定された電気通信回線（判定用固定サービス（次表に定めるいずれかの種類のサービスをいいます。以下この欄から(25)において同じとします。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ判定用固定事業者（判定用固定サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄から(25)において同じとします。）がその登録を完了したものに限ります。）をいいます。

種類	判定用固定サービス
タイプⅠ	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。）
タイプⅡ	当社が別に定めるインターネットサービス、電話

	サービス及びテレビサービスのうちいずれか２のサービス（そのサービスは他の１のサービスと合わせて選択することができるものに限ります。以下この欄から(25)において同じとします。）
タイプⅢ	当社又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める第２種ＬＴＥシングル又は第４種ＬＴＥシングル

エ　削除

オ　本割引は、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り選択することができます。

（ア）　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）のもの

（イ）　特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。

カ　割引選択回線群は、１の判定用回線につき１とします。

キ　本割引を選択する契約者は、１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

ク　当社は、キの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　申出のあった契約者回線について、(26)の適用の申出を当社が承諾しているとき。

（イ）　指定した判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービスに係るものに限ります。)について、ＬＴＥ減額適用Ⅲ又はＬＴＥ特定減額適用Ⅲの適用の申出を当社又はＫＤＤＩ株式会社が承諾していないとき。

（ウ）　指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数が 11 以上となるとき。

（エ）　申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき（その契約者回線に係る契約者（満 50 歳以上の者に限ります。)と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。

（オ）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。

（カ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（キ）　指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

（ク）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ケ　本割引の計算は、料金月単位で行います。

コ　本割引の適用の開始は、キの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

	ただし、その申出が、ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、ＯＣＴスマバリの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。 サ　アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。 （ア）　その契約者回線について、基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）でないとき又は特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。 （イ）　指定した判定用回線について、判定用固定サービス（判定用固定サービスの種類がタイプⅡである場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか２のサービスとします。以下このサ及びシにおいて同じとします 。）の提供を受けていないとき。 （ウ）　その契約者回線について、(27)の適用を受けているとき。 シ　サの（イ）の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用固定サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出があった日を含む料金月から起算して７料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、７料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。 ス　本割引の適用を受けたことがある契約者回線について、キの申出があった場合、アの表に定める本割引の適用に係る経過期間については、その契約者回線について、最初に本割引の適用を開始した料金月から起算してカの申出があった日を含む料金月までの料金月数とします。 セ　コのただし書きに定める場合に該当するときは、アの表中「本割引の適用を開始した料金月」を「ＬＴＥ契約に係るその割引の適用を開始した料金月」に、シ中「本割引の申出があった日を含む料金月」を「ＬＴＥ契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に、それぞれ読み替えて適用します。 ソ　コのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのＬＴＥ契約者回線に係る基本使用料等（ＬＴＥ割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。 タ　当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア）　本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。 ①　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき（ａｕサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。 ②　契約者の地位の承継があったとき。

③　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。
④　ａｕ契約の解除があったとき。
（イ）　判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。
①　判定用固定サービス（タイプⅠであって、その電話サービスがＫＤＤＩ株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。
ａ　居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。
ｂ　その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。
②　判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。
③　判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。
④　判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（ヌ又はネの規定に基づき、判定用回線に代わり、特定ａｕ回線の指定があったときを除きます。）。
（ウ）　判定用回線（タイプⅢの判定用サービスに係るものに限ります。）又は特定ａｕ回線（ニ、ヌ又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて指定のあったものをいいます。）について、この約款、当社の５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款又は特定事業者のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款の定めるところにより、以下のいずれかに該当するとき。
①　判定用回線について、ホームルータープラン、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥ（Ｌ）以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。
②　特定ａｕ回線について、ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル以外への料金種別の変更又はルーターフラットプラン80（５Ｇ）若しくはＷｉＭＡＸ２＋フラットプラン（次表に定めるものをいいます。以下同じとします。）以外の料金種別の選択があったとき。

ＷｉＭＡＸ２＋フラットプラン

モバイルルータープラン、ホームルータープラン、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥ、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ（Ｌ）、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ（Ｌ）、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＨＯＭＥ（Ｌ）

③　ａｕサービス利用権、５Ｇサービス利用権又はＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ａｕサービス利用権、５Ｇサービス利用権又はＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

④　契約者の地位の承継があったとき。

⑤　ａｕサービス、５Ｇサービス又はＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

⑥　ａｕ契約、５Ｇ契約又はＬＴＥ契約の解除があったとき。

（エ）　その他クのいずれかに該当することとなったとき。

チ　判定用回線に代えて指定のあった特定ａｕ回線に係る契約者の住所が、判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを特定ａｕ回線が所属する割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することがあります。

ツ　チに定める通知を受けた場合又は特定ａｕ回線に係る契約者の住所が判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合（知ることができた場合を含みます。）、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線の契約者は、すみやかに判定用サービスに係る契約を申込み、その割引選択回線群の判定用回線として指定していただきます。。

テ　ツの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その割引選択回線群を構成する契約者回線について、本割引を廃止します。

ト　タ又はテの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄又は３欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄又は２欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄又は２欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２又は３以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（タの（ア）の①又は②により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象と

	します。
３　契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はタの（ア）の③若しくは④（５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行に係るものを除きます。）、（ウ）の①若しくは②（当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入（以下この１（適用）において「端末設備の購入」といいます。）と同時に行われたものに限ります。）、⑤若しくは⑥に該当することとなったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
４　タの（イ）の④により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し４料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

ナ　契約者は、タの（イ）の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額（コのただし書きに該当する場合、ＯＣＴスマバリの適用により当社が割り引いた額（当社のＬＴＥ約款に定めるものをいいます。）を含みます。）を支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

ニ　その住所が判定用固定サービスの提供地域外である等により、判定用固定事業者が、指定のあった判定用回線に係る判定用固定サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、契約者は、判定用回線に代えて、特定の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線（以下この欄から(25)において「特定ａｕ回線」といいます。）を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。

この場合において、当社は、その特定ａｕ回線が、この約款、当社のＬＴＥ約款、当社の５Ｇ約款若しくは又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款の定めるところにより、次の全て（その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出でない場合は、（イ）から（カ）とします。）を満たすときに限り、その申出を承諾します。

（ア）　特定ａｕ回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。

（イ）　基本使用料の料金種別として、ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル、ルーターフラットプラン 80（５Ｇ）又はＷｉＭＡＸ２＋フラットプランを選択していること。

（ウ）　特定ａｕ回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約

	者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。 ＯＣＴルーター割引、ＯＣＴ固定代替割引、ＯＣＴ据置ルーター割引、ＫＤＤＩルーター割引、ＫＤＤＩ固定代替割引、ＫＤＤＩ据置ルーター割引 ヌ　ニに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定ａｕ回線（(24)に定める減額適用、ＬＴＥ減額適用Ｉ、特定減額適用Ｉ又はＬＴＥ特定減額適用Ｉを選択するものに限ります。)が含まれないときは、契約者は、判定用回線に代えて、特定ａｕ回線（この約款、当社の５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款の定めるところにより、次の全てを満たすものに限ります。)を指定することができます。 （ア）　特定ａｕ回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。 （イ）基本使用料の料金種別として、ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル、ルーターフラットプラン 80（５Ｇ）又はＷｉＭＡＸ２＋フラットプランを選択していること。 （ウ）　特定ａｕ回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。 ＯＣＴルーター割引、ＯＣＴ固定代替割引、ＯＣＴ据置ルーター割引、ＫＤＤＩルーター割引、ＫＤＤＩ固定代替割引、ＫＤＤＩ据置ルーター割引 ネ　ニ又はヌに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定ａｕ回線（ＯＣＴルーター割引又はＫＤＤＩルーター割引を選択するものに限ります。)が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し５料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、特定ａｕ回線の指定があったものとみなします。 ノ　契約者は、本割引又はＫＤＤＩスマバリの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（本割引又はＫＤＤＩスマバリの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、ＫＤＤＩ株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。
(24)　特定サービスに係る契約	ア　特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用

<table>
<tr>
<td>を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用
（ａｕスマートバリュー（ルータ割引））</td>
<td>
（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、割引選択回線群を構成する契約者回線（本減額適用を選択するものに限ります。）に係る基本使用料について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用することをいいます。
（ア）　一般ａｕ契約に係るもの
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">その料金月の課金対象パケットの総情報量</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）以下の場合</td><td>1,372 円</td></tr>
<tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）を超える場合</td><td>5,200 円</td></tr>
</table>
（イ）　第２種定期ａｕ契約に係るもの
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">その料金月の課金対象パケットの総情報量</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）以下の場合</td><td>372 円</td></tr>
<tr><td>10,485,760 バイト（10 メガバイト）を超える場合</td><td>4,200 円</td></tr>
</table>
イ　本減額適用は、第２種ａｕパケットの契約者回線であって、基本使用料の料金種別がＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルであるものに限り、選択することができます。
ウ　本減額適用を選択する契約者は、１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
エ　当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（ア）　特定ａｕ回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。
（イ）　申出のあった契約者回線又は指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択しているとき又は適用を受けているとき。
本減額適用、ＯＣＴルーター割引、ＯＣＴ固定代替割引、ＯＣＴ据置ルーター割引、ＫＤＤＩルーター割引、ＫＤＤＩ固定代替割引、ＫＤＤＩ据置ルーター割引
（ウ）　指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数が 11 以上となるとき。
（エ）　申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき。
（オ）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
（カ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
（キ）　指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申
</td>
</tr>
</table>

込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

（ク）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ　本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

カ　アの表に定める課金対象パケットの総情報量は、基本使用料の料金種別がＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線との間のパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）に係る課金対象パケットの総情報量とします。

キ　本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日（その申出が、ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、ＯＣＴルーター割引を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日とします。）からとします。

ただし、ウの申出を当社が承諾した日において、指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていない場合は、次表の右欄に規定する日からとします。

区分	本減額適用の開始
１　２以外のとき。	ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して５料金月の初日
２　ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して４料金月の間に、判定用固定サービスの提供の開始があったとき。	判定用固定サービスの提供の開始のあった日を含む料金月の翌料金月の初日

ク　アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本減額適用を行いません。

（ア）　その契約者回線について、基本使用料の料金種別がＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルでないとき。

（イ）　指定した判定用回線について、判定用固定サービス（判定用固定サービスの種類がタイプⅡである場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか２のサービスとします。）の提供を受けていないとき。

ケ　その料金月において、基本使用料の料金種別の変更（ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合、当社は、ア又はクの（ア）の規定にかかわらず、ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、アの表に定める料金額を日割りして、本減額適用を適用します。

コ　キの表の取扱いを受ける場合、契約者は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から本減額適用の開始のあった日を含む料金月の前料金月までの間、その契約者回線に係る基本使用料のうち次表に定める料金額（基本使用料を日割りした場合は、日割り

した額とします。）の支払いを要しません。
　ただし、その期間に、シに定める事項に該当することとなったときは、当社が別に定める日をもって、この取扱いを終了します。

１契約ごとに月額

区分	支払いを要しない料金額
一般ａｕ契約に係るもの	その基本使用料の料金種別に係るアの表の第２種定期ａｕ契約の欄に定める額
第２種定期ａｕ契約に係るもの	

サ　ウの申出が、ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、ＯＣＴルーター割引を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、キの表中及びコ中「ウの申出」を「ＬＴＥ契約に係るＯＣＴルーター割引の適用の申出」に、それぞれ読み替えて適用します。

シ　当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本減額適用を廃止します。

（ア）　本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。

①　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき（ａｕサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

②　契約者の地位の承継があったとき。

③　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

④　ａｕ契約の解除があったとき（一般ａｕ契約への契約変更があったときを除きます。）。

（イ）　判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。

①　判定用固定サービス（タイプⅠであって、その電話サービスがＫＤＤＩ株式会社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

ａ　居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

ｂ　その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

②　判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。

③　判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始す

る前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。

④　判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（(24)のネの規定に基づき、判定用回線に代えて、本減額適用の適用を受けている契約者回線が特定ａｕ回線として指定があったときを含みます。）

（ウ）　その他エのいずれかに該当することとなったとき。

ス　シの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄、３欄又は４欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、１欄、２欄又は３欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄、２欄又は３欄の規定によるものとします。

区分	本減額適用の適用
１　２、３又は４以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（シの(ア)の①又は②により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
２　シの(ア)の④により本減額適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
３　契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき又はシの(ア)の③若しくは④（５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行に係るものを除きます。)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
４　シの(エ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し４料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

セ　契約者は、本減額適用又はＫＤＤＩルーター割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本減額適用又はＫＤＤＩルーター割引の適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、ＫＤＤＩ株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(25)　特定ａｕ回線の指定に伴	ア　当社は、(23)のニ、ヌ又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて特定ａｕ回線として指定のあった契約者回線に係る基本使用

うＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（ａｕスマートバリュー（ルーター割引固定代替））

料について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
一般ａｕ契約に係るもの	4,791 円
第２種定期ａｕ契約に係るもの	3,791 円

イ　本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

ウ　本減額適用の開始は、(23)のニ、ヌ又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて特定ａｕ回線として指定のあった日からとします。

エ　当社は、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル以外への料金種別の変更があったとき。

（イ）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき（ａｕサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

（ウ）　契約者の地位の承継があったとき。

（エ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

（オ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（カ）　(23)のツの規定にに基づく、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定がないとき。

（キ）　(23)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群について、判定用回線の指定があったとき。

オ　エの規定により、本減額適用を廃止した場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄の規定によるものとします。

区分	本減額適用の適用
１　２又は３以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（エの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
２　エの(ア)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
３　エの(エ)、(オ)　（５Ｇ契約	その事由が生じた日を含む料金

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>又はＬＴＥ契約への契約移行に係るものを除きます。）又は（キ）により本減額適用を廃止したとき。</td><td>月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
カ　(23)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群について、判定用回線の指定があり、当社が承諾したとき、当社は、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、(24)に定める減額適用の申出があったものとみなします。
キ　契約者は、本減額適用又はＫＤＤＩ固定代替割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本減額適用又はＫＤＤＩ固定代替割引の適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、ＫＤＤＩ株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。
</td></tr>
<tr><td>(26)　特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用
（ａｕスマートバリューｍｉｎｅ）</td><td>
ア　特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線の契約者が、判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）について判定用サービス（当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている場合に、そのａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるａｕ（ＷＩＮ）通信サービスの料金（基本使用料、オプション機能使用料（番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（ａｕ国際通話及び国際ＳＭＳ送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びａｕスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。
（ア）　（イ）以外の場合
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td>割引額</td></tr>
<tr><td>税抜額　934 円</td></tr>
</table>
（イ）　その料金月の末日における基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）である場合合
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td>割引額</td></tr>
<tr><td>税抜額　743 円</td></tr>
</table>
イ　本割引に係る判定用回線とは、エの規定に基づき指定された電気通信回線（判定用事業者（判定用サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）からその
</td></tr>
</table>

	判定用サービスの提供を受けているものに限ります。）をいいます。 ウ　本割引は、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り選択することができます。 （ア）　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）のもの。 （イ）　特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。 エ　本割引を選択する契約者は、１の割引対象回線（本割引の適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 オ　当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　割引対象回線について、(23)の適用の申出を当社が承諾しているとき。 （イ）　指定した判定用回線が、他の契約者回線に係る本割引に係る判定用回線として指定されたものであるとき。 （ウ）　指定した判定用回線が、当社のＬＴＥ約款に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「ＬＴＥ割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。 （エ）　指定した判定用回線が、ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款又はＬＴＥ約款に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。 （オ）　指定した判定用回線に係る契約者名義が、割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき。 （カ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （キ）　指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。 （ク）　指定した判定用回線について、当社のＬＴＥ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の定めるところにより、ＬＴＥサービスの利用の一時休止が行われているとき。 （ケ）　指定した判定用回線について、判定用事業者が定める事由に該当するとき。 （コ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本割引の計算は、料金月単位で行います。 キ　本割引の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 　ただし、その申出が、ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線につ

いて、ＬＴＥ割引の適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。

ク　キのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのＬＴＥ契約者回線に係る基本使用料等（ＬＴＥ割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。

ケ　当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。

①　カケホ（３Ｇケータイ・データ付）以外への料金種別の変更（特定パケット通信定額制の適用の申込みと同時に行われるものを除きます。）があったとき。

②　特定パケット通信定額制の適用の廃止（カケホ（３Ｇケータイ・データ付）への料金種別の変更によるものを除きます。）があったとき。

③　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。

④　契約者の地位の承継があったとき。

⑤　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

⑥　ａｕ契約の解除があったとき。

⑦　その他オのいずれかに該当することとなったとき。

（イ）　判定用回線について、判定用事業者が定める契約約款等に定めるところにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

①　ＷｉＭＡＸ２＋ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ（Ｌ）又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸ（Ｌ）以外の料金種別の選択があったとき。

②　第３種定期ＬＴＥ契約又は第４種定期ＬＴＥ契約以外への契約変更があったとき。

③　判定用サービスに係る利用権の譲渡があったとき。

④　契約者の地位の承継があったとき。

⑤　判定用サービスの利用の一時休止があったとき。

⑥　判定用サービスの契約の解除があったとき。

⑦　判定用事業者が定める条件に該当することとなったとき。

⑧　その他オのいずれかに該当することとなったとき。

コ　ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄欄又は３欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄又は２欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄又は２欄の規定に

よるものとします。

区分	本割引の適用
１　２又は３以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
２　ケの(ア)の⑤又は⑥（５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行に係るものを除きます。）に該当することとなったとき。	その事由が生じた日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
３　契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はケの(ア)の③、④、(イ)の③若しくは④に該当することとなったとき。	本割引の適用を廃止する申出があった日又は譲渡承諾日若しくは地位の承継の届出日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

サ　契約者は、本割引又は特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本割引又は特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、ＫＤＤＩ株式会社、判定用事業者及び当社が別に定める電気通信事業者（当社が別に定める判定用回線を指定した本割引又は特定割引の提供に関して必要な手続きを行う者に限ります。）との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(27)　特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（スマートバリューｆｏｒ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ）

ア　特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線等群（(ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定固定回線及び(ウ)に定める特定ＩＤにより構成される回線等群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する割引可能回線（その割引選択回線等群を構成する特定ＩＤの数と同数（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数がその特定ＩＤの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。）の割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。）のうち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線に係る(エ)に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用期間に応じて定める(オ)の割引額（基本使用料等合計額が割引額に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。）の割引を行うことをいいます。この場合において、割引可能回線の数がその割引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に 50 を乗じて得た値（以下この欄において「割引可能上限数」といいます。）を上回るときは、その割引可能回線の数は、割引可能上限数とします。

(ア)　割引対象回線

割引対象回線
本割引を選択する契約者回線、当社の５Ｇ約款に定める特定サー

ビスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(27)において「５Ｇ割引」といいます。）を選択する５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(27)において「ＬＴＥ割引」といいます。）を選択するＬＴＥ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(27)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

（イ）　特定固定回線

特定固定回線
特定固定サービス（次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(27)において同じとします。）の電気通信回線（その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社又はＫＤＤＩ株式会社がその登録を完了したもの（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社又はＫＤＤＩ株式会社がその登録を完了したもの）に限ります。）であって、当社が別に定めるところにより指定したもの

電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクトサービス
ＫＤＤＩ株式会社	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクト電話サービス（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービスの用に供するものを除きます。）
	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（加入契約回線等（予備のモバイル回線を除きます。）を使用して行うもの（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを除きます。）に限ります。）
	パワードイーサネットサービス契約約款	パワードイーサネットサービス（加入契約回線等を使用して行うものに限ります。）
	デジタルデータサービス契約約款	ＩＰＶＰＮサービス（加入契約回線、当社契約者回線又は利用契約回線（ＫＤＤ

		Ｉ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と接続するものに限ります。）を使用して行うものに限ります。）
	イントラネットＩＰ電話サービス契約約款	一般イントラネットＩＰ電話サービス
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
	おトークオフィス・ワンサービス契約約款	おトークオフィス・ワンサービス
	ワイドエリアバリュアブルイーサネットサービス契約約款	ワイドエリアバリュアブルイーサネットサービス
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款	高速イーサネット専用サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス

（ウ）　特定ＩＤ

特定ＩＤ
当社若しくはＫＤＤＩ株式会社のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックＩＤ（ベーシックパックに係る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定ａｕ契約（当社が別に定める料金種別等を選択しているものに限ります。）、当社、ＫＤＤＩ株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス関西株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス中部株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス東日本株式会社若しくはＫＤＤＩまとめてオフィス西日本株式会社の Office365 with KDDI利用規約に定めるアカウント（当社が別に定めるものに限ります。）又は当社、ＫＤＤＩ株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス関西株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス中部株式会社、ＫＤＤＩまとめてオフィス東日本株式会社若しくはＫＤＤＩまとめてオフィス西日本株式会社のGoogle Apps for Business等の販売に関する規約に定めるアカウント

（エ）　基本使用料等合計額

基本使用料等合計額
この約款の規定により支払いを要することとされる次のａｕ（ＷＩＮ）通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等

（料金安心サービスに関する料金及びａｕスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金の合計額

① 基本使用料

② オプション機能使用料（番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッ　セージ受信機能に係るものを除きます。）

③ 通話料（ａｕ国際通話及び国際ＳＭＳ送信に係るものを除きます。）

④ パケット通信料

備考　ＬＴＥ契約（本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。）からの契約移行があった日を含む料金月においては、そのＬＴＥ契約者回線に係る基本使用料等合計額（当社のＬＴＥ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、基本使用料等合計額に含めるものとします。

（オ） 割引額

① ②以外の場合

１契約ごとに月額

区分	割引額 税抜額
１　本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金月	1,410 円
２　本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月	934 円

備考

１　ＬＴＥ契約（本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。）からの契約移行があった場合、その契約者回線に対する本割引の適用期間は、当該本割引に相当する取扱いの適用期間を通算して算定します。

２　当社は、本割引の適用期間の計算にあたり、当社が別に定める期間を本割引の適用を受けている期間とみなして取り扱います。

（注）　２に定める当社が別に定める期間とは、本割引の適用を受けている契約者回線について、ケの規定により、本割引の適用を受けない期間が生じた場合の、その期間をいいます。

② その料金月の末日における基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）である場合

１契約ごとに月額

割引額
税抜額　934 円

イ　本割引に係る割引可能回線の数は、料金月の末日時点における特定ＩＤの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。

ウ　イで算定した割引可能回線の数が割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合

	は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めます。 エ　本割引は、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り選択することができます。 （ア）　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）のもの （イ）　特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。 オ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する１の割引選択回線等群について１の割引選択回線等群代表者（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者（５Ｇ割引、ＬＴＥ割引又は特定割引に係る者を含みます。）であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。 カ　当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 （イ）　申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成するいずれかの他の電気通信回線又は特定ＩＤに係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （ウ）　割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。 （エ）　割引選択回線等群を構成する特定ＩＤがないとき。 （オ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （カ）　指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者から承諾が得られないとき。 （キ）　その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （ク）　その申出の内容に不備があるとき。 （ケ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 キ　本割引の計算は、料金月単位で行います。 ク　本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ＬＴＥ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。 ケ　アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

	（ア）　その契約者回線について、基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）でないとき又は特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。 （イ）　割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全ての特定固定サービスの提供が開始されていないとき。 （ウ）　割引選択回線等群を構成する特定ＩＤがないとき。 コ　ケの（イ）の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。）を含む料金月から起算して７料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、７料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。 サ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき（ａｕサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。 （イ）　契約者の地位の承継があったとき。 （ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。 （エ）　ａｕ契約の解除があったとき。 （オ）　その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。 （カ）　その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定ＩＤがないとき。 （キ）　その他カの（ア）から（イ）又は（オ）から（ケ）のいずれかに該当することとなったとき。 シ　サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日（本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは契約移行の前日とします。）までの基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。 ス　本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、カの規定に準じて取扱います。 セ　割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、５Ｇ割引、ＬＴＥ割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか１の契約者（５Ｇ割引、ＬＴＥ割引又は特定割引に係る者を含みます。）を割引選択回線等群代表　者として指定していただきます。

	ソ　ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。 タ　　契約者は、本割引、５Ｇ割引、ＬＴＥ割引又は特定割引の適用に関する業務を行うために、契約者回線、他網契約者回線（特定固定サービスの電気通信回線を含みます。以下このタにおいて同じとします。）及び特定ＩＤに係る情報（本割引、特定割引又はＬＴＥ割引の適用に関する業務に必要な範囲のものに限ります。）について、当社、ＫＤＤＩ株式会社、東北インテリジェント通信株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社が相互に開示し照会することを承諾していただきます。この場合において、契約者がその契約者回線、他網契約者回線又は特定ＩＤに係る契約名義人と異なるときは、あらかじめその承諾に必要なその契約名義人の同意を得ていただきます。
(28)　留守番伝言機能に係るオプション機能使用料の適用	ア　別表１（オプション機能）１欄に規定する留守番伝言機能（追加機能に限ります。）の提供を受けている契約者回線の契約者は、追加機能の提供を開始した日から起算して廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、２（料金額）に規定する料金の支払いを要します。 イ　当社は、料金月の起算日以外の日に、追加機能の提供の開始又は廃止があったときは、追加機能に係るオプション機能使用料をその利用日数に応じて日割りします。
(29)　契約移行に係るオプション機能使用料の取扱い	ア　当社は、オプション機能（次表に定めるものを除きます。以下「ＷＩＮオプション機能」といいます。）の提供の請求があった場合であって、その請求がＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、請求のあったＷＩＮオプション機能に相当するオプション機能（以下この欄において「ＬＴＥオプション機能」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のそのオプション機能使用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのＬＴＥオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。）から、そのＷＩＮオプション機能の提供があったものとみなして取り扱います。 割込通話機能、ＥＺｗｅｂ機能、ａｕ．ＮＥＴ機能、ＩＳ　ＮＥＴ機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能 イ　５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その５Ｇ契約者回線又はＬＴＥ契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていたＷＩＮオプション機能に相当する５Ｇオプション機能（５Ｇ約款に定めるものをいいます。）又はＬＴＥオプション機能の提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのＷＩ

<table>
<tr><td></td><td>Ｎオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の５Ｇ約款又はＬＴＥ約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>(30)　特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用（電話きほんパック、電話きほんパック（Ｖ））</td><td>ア　特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者回線について、（ア）に定めるオプション機能（以下この欄において「特定オプション機能」といいます。）の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に（イ）に定める割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。
（ア）　特定オプション機能
<table><tr><th>オプション機能</th></tr><tr><td>留守番伝言機能（追加機能を利用するものに限ります。）、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能</td></tr></table>（イ）　割引率
<table><tr><th rowspan="2">割引率</th><th>料金額</th></tr><tr><th>税抜額</th></tr><tr><td>２（料金額）に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額（以下この(31)において「特定オプション料合計額」といいます。）から右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値</td><td>300 円</td></tr></table>イ　その契約者回線に係るａｕ契約が、ＬＴＥ契約からの契約移行により締結されたものである場合（契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合及び契約移行のあった日を含む料金月において、当社のＬＴＥに定める第２種ＬＴＥデュアルの提供を受けている場合を除きます。）であって、契約移行を行う前のＬＴＥ契約者回線について、当社のＬＴＥ約款に定めるオプション機能（特定オプション機能に相当するものに限ります。以下この(30)において「ＬＴＥオプション機能」といいます。）の提供を受けていたときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能（ＬＴＥオプション機能に相当するものに限ります。）の提供があったものとして取扱います。
　この場合において、契約移行のあった日を含む料金月における、そのＬＴＥオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。
ウ　本割引の計算は、料金月単位で行います。
エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
オ　５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行があった場合であって、その５Ｇ契約者回線又はＬＴＥ契約者回線について、５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行のあった日を含む料金月の特定オプ</td></tr>
</table>

	ション機能に係るオプション機能使用料については、当社の５Ｇ約款又はＬＴＥ約款の規定（アからエに相当するものをいいます。）に定めるところによります。
(31)　特定金融商品契約を条件とする減額等適用 （金融サービスセット割）	ア　当社は、特定金融商品契約（当社の金融サービスセット割利用規約に定める対象金融商品契約をいいます。以下同じとします。）の契約者から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に係るａｕ（ＷＩＮ）通信サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。 イ　本減額適用に係る提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。 ウ　契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用に必要な範囲に限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。

２　料金額

２－１　基本使用料

２－１－１　２－１－２から２－１－３以外のもの

（１）（２）以外のもの

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
プランＳシンプル	3,100 円
プランＳＳシンプル	1,868 円
プランＥシンプル	1,486 円
プランＺシンプル	1,868 円
カケホ（３Ｇケータイ・データ付）	7,200 円
カケホ（３Ｇケータイ）	3,700 円
オフィスケータイプラン	1,600 円

（２）　第２種定期ａｕ契約に係るもの

ア　タイプⅠに係るもの

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
プランＳシンプル	1,550 円
プランＳＳシンプル	934 円
プランＥシンプル	743 円
プランＺシンプル	934 円
カケホ（３Ｇケータイ・データ付）	5,700 円
カケホ（３Ｇケータイ）	2,200 円
オフィスケータイプラン	800 円

イ　タイプⅡに係るもの

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
カケホ（３Ｇケータイ・データ付）	6,000 円
カケホ（３Ｇケータイ）	2,500 円

２－１－２　ａｕパケットに係るもの

（１）　一般ａｕ契約に係るもの

１契約ごとに月額

区分		料金額 税抜額
第１種ａｕパケット	ＷＩＮシングル定額シンプル	2,100 円
第２種ａｕパケット	ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル	6,200 円

（２）　第２種定期ａｕ契約に係るもの

ア　タイプＩに係るもの

１契約ごとに月額

区分		料金額 税抜額
第１種ａｕパケット	ＷＩＮシングル定額シンプル	1,600 円
第２種ａｕパケット	ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル	5,200 円

２－１－３　ａｕモジュールに係るもの

（１）　一般ａｕモジュールに係るもの

１契約ごとに月額

区分		料金額 税抜額
第１種ａｕモジュール		900 円
第２種ａｕモジュール	ＷＩＮモジュール定額	2,100 円
第３種ａｕモジュール	ＰＨＯＴＯ－Ｕプラン	1,372 円
	あんしんＧＰＳプラン	1,380 円
	ＰＨＯＴＯ－Ｕ　ＴＶプラン	1,850 円

（２）　第１種定期ａｕモジュールに係るもの

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
第１種ａｕモジュール	440 円

（３）　第２種定期ａｕモジュールに係るもの

１契約ごとに月額

区分		料金額 税抜額
第３種ａｕモジュール	ＰＨＯＴＯ－Ｕプラン	372 円
	あんしんＧＰＳプラン	380 円
	ＰＨＯＴＯ－Ｕ　ＴＶプラン	850 円

２－２　オプション機能使用料

（１）　ａｕサービスに係るもの

ア　ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに係るもの

各単位ごとに月額

区分		単位	料金額 税抜額
留守番伝言機能 （お留守番サービス、お留守番サービスＥＸ）	追加機能	１契約ごとに	300 円
ＥＺｗｅｂ機能（ＥＺｗｅｂ）		１契約ごとに	300 円
	ｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能Ｉの利用に係る加算額	１契約ごとに	100 円
三者通話機能 （三者通話サービス）		１契約ごとに	200 円
迷惑電話拒否機能 （迷惑電話撃退サービス）		１契約ごとに	100 円
ａｕ．ＮＥＴ機能		１契約ごとに	500 円
呼出音設定機能（待ちうた）		１契約ごとに	100 円
番号変換機能 （ＫＤＤＩ　ビジネスコールダイレクト）		１ユーザグループごとに	2,000 円
保留転送機能		１契約者回線ごとに	300 円
番号変換文字メッセージ受信機能		１ログインＩＤごとに	300 円
ＩＳ　ＮＥＴ機能		１契約ごとに	300 円
	ｗｅｂフィルタリング・カスタマイズ機能Ⅱの利用に係る加算額	１契約ごとに	100 円

イ　ａｕパケットに係るもの

各単位ごとに月額

区分	単位	料金額 税抜額
ａｕ．ＮＥＴ機能	１契約ごとに	500 円

（２）　ａｕモジュールに係るもの

ア　第１種ａｕモジュールに係るもの

各単位ごとに月額

区分	単位	料金額 税抜額
高速パケット通信機能（高速パケットサービ	１契約ごとに	300 円

ス）		

イ　第２種ａｕモジュールに係るもの

各単位ごとに月額

区分	単位	料金額 税抜額
ａｕ．ＮＥＴ機能	１契約ごとに	500 円

第２　通話料

１　適用

通話料の適用については、第 71 条（通話料及びパケット通信料の支払義務）及び第 100 条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">通話料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　在圏区分及び通話区分の適用</td><td>ア　当社は、通話料を適用するため、通話を次のとおり区分します。
<table>
<tr><th>通話区分</th><th>適用する通話</th></tr>
<tr><td>域内・地域隣接県通話</td><td>その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点が、沖縄県内又はそれに隣接する県内となる通話</td></tr>
<tr><td>地域隣接県外通話</td><td>地域内・地域隣接県通話以外の通話</td></tr>
</table>
イ　アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。
ウ　アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。
エ　当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）　昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用</td><td>ア　昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。
ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。
<table>
<tr><th>時間帯区分</th><th>時間帯</th></tr>
<tr><td>昼間</td><td>午前８時から午後７時までの間</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>午後７時から午後 11 時までの間</td></tr>
<tr><td>深夜・早朝</td><td>午前０時から午前８時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間</td></tr>
</table>
イ　土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。
<table>
<tr><th>時間帯区分</th><th>時間帯</th></tr>
<tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。）における午前８時から午後 11 時までの間</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（３）　プリペイド通話に係る前払い通話料の残高の取り扱い</td><td>プリペイド通話に係る前払い通話料の残高が、料金表第１表第２（通話料）２（料金額）に規定するプリペイド通話に係る通話料それぞれの課金単位あたりの料金額に満たない場合において、通話又は文字メッセージ送信が行われたときは、その残高を、その通話又は文字メッセージ送信に係る１の課金単位あたりの料金額とみなして取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（４）　ａｕ国際通話に係る通話</td><td>ａｕ国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、２－３に規定する料金額を適用します。</td></tr>
</table>

料の適用	
（５）　ローミングの通話料の適用	ア　ローミング（ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に規定するａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線については、ＫＤＤＩ株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。 イ　ローミング（ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に規定するプリペイド電話の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線からの通話については、ＫＤＤＩ株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス料金表に規定するプリペイド電話に関する料金額と同額を適用します。 ウ　ローミング（ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に規定する定期前払ａｕサービスの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線からの通話については、ＫＤＤＩ株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス料金表に規定する定期前払ａｕサービスに関する料金額と同額を適用します。 エ　相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金については、２－４に規定する料金額を適用します。
（６）　ＳＭＳ機能を利用した通信に係る通話料の適用	ア　ＳＭＳ送信に関する料金については、ＳＭＳ送信を通話とみなして２－１－３又は２－２－２に規定する料金額を適用します。 イ　アの規定にかかわらず、次のいずれかのＳＭＳ送信については、２－１－３に規定する料金額の支払いを要しません。 （ア）　第１（基本使用料等）１（適用）（５）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線へのＳＭＳ送信 （イ）　(25)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適を受けている契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した特定電話番号に係る契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線へのＳＭＳ送信（特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を契約者回線について、ＬＴＥシングルへの契約移行があった日において行われたものを除きます。） （ウ）　基本使用料の料金種別としてプランＺシンプル又はオフィスケータイプランを選択している契約者回線から契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線、ＵＱｍ契約者回線又は他網契約者回線（ＫＤＤＩ株式会社が提供するａｕ（ＷＩＮ）通信サービス、ａｕ（５Ｇ）通信サービス、ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス若しくはＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービス又はＳＯＲＡＣＯＭＡｉｒｆｏｒセルラー通信サービス（当社又はＫＤＤＩ株式会社のＳＯＲＡＣＯＭＡｉｒｆｏｒセルラー通信サービス契約約款に定めるＳＯＲＡＣＯＭＡｉｒｆｏｒセルラー通信サービスをいいます。以下同じとします。）のものに限ります。）へのＳＭＳ送信
（７）　番号変換機能を利用して行われた通話	ア　番号変換機能を利用して行われた通話（保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。）に関する

<table>
<tr><td>に係る通話料の適用</td><td>料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）については、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。
１契約者回線ごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>定額料</td><td>税抜額　900 円</td></tr></table>イ　番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にａｕ契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。）について、アに規定する定額料の支払いを要します。
　ただし、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日（定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。）にわたって、ａｕサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、この限りでありません。
ウ　アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
エ　当社は、定額料の支払いを要する期間が１の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。</td></tr>
<tr><td>（８）　プランＺシンプルの契約者回線に係る通話料の適用</td><td>基本使用料の料金種別がプランＺシンプルの契約者回線の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める時間帯におけるその契約者回線から特定電気通信回線（ａｕサービス（ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに限ります。）若しくはプリペイド電話の契約者回線、当社の５Ｇ約款に定める５Ｇデュアルの５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアルのＬＴＥ契約者回線若しくはＵＱｍ約款に定めるデュアルサービスのＵＱｍ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに限ります。）若しくはプリペイド電話、５Ｇ約款に定める５Ｇデュアル、ＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアル若しくはＵＱｍ約款に定めるデュアルサービスの他網契約者回線をいいます。）への通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
<table><tr><th>支払いを要しない時間帯</th></tr><tr><td>午前１時から午後９時までの間</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（８）の２　カケホ</td><td>ア　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）又は</td></tr>
</table>

（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）の契約者回線に係る通話料の適用	カケホ（３Ｇケータイ）の契約者回線の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話、ａｕ国際通話、株式会社ＮＴＴドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。 イ　アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。 （ア）　その契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話 （イ）　その契約者回線からの通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話、ａｕ国際通話、株式会社ＮＴＴドコモが提供するワイドスター通信サービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）であって、別記 15 の規定により測定した、その通話に係る１料金月の累計通話時間が 744 時間を超えた部分 ウ　イの（イ）の適用において、１の通話について、その通話時間に１秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 エ　当社は、カケホ（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）の契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。 （ア）　第 60 条（利用停止）第１項第 13 号及び第 14 号に該当するとき。 （イ）　第 92 条（利用に係る契約者の義務）第１項第２号及び第３号に該当するとき。 （ウ）　その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。 （エ）　特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。 （オ）　その契約者からカに定める協力を得られないとき。 （カ）　その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。 （キ）　その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。 （ク）　その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。 オ　当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、エに定めるいずれかに該当すると当社が判断し

<table>
<tr><td></td><td>た場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその料金種別の変更を請求することができないものとします。
カ　当社は、イの規定を適用するため又はエに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。
キ　契約者は、当社がカに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきますます。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（８）の３　オフィスケータイプランの契約者回線に係る通話料の適用</td><td>基本使用料の料金種別がオフィスケータイプランの契約者回線の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める電気通信回線への通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>支払いを要しない通話先の電気通信回線</th></tr>
<tr><td>ア　契約者回線
イ　ＬＴＥ契約者回線
ウ　ＵＱｍ契約者回線
エ　他網契約者回線（ＫＤＤＩ株式会社が提供するａｕ（ＷＩＮ）通信サービス、ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス又はＵＱ ｍｏｂｉｌｅ通信サービスのものに限ります。）
オ　他網契約者回線（当社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス又はＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスＩ、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス（それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はａｕオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。）、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービス、ＣｉｓｃｏＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービス契約約款に定めるＣｉｓｃｏＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）若しくはＩＰ電話サービスＩ、ＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のものに限ります。）</td></tr>
<tr><td>（９）　基本使用料の料金種別による通話料の減額適用</td><td>ア　次表に規定する基本使用料の料金種別（以下「特定料金種別」といいます。）を選択しているａｕ契約者は、その契約者回線からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(24)に規定する定額対象部分及び(26)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(11)、(12)、(13)、(16)、(24)、(25)又は(26)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。）のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。
１契約ごとに月額
<table><tr><th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr><tr><th>税抜額</th></tr><tr><td>プランＳシンプル</td><td>0円から2,000円までの部分</td></tr><tr><td>プランＳＳシンプル</td><td>0円から1,000円までの部分</td></tr></table>イ　削除
ウ　通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。
エ　当社は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が１の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに規定する支払いを要しない額（以下「控除可能額」といいます。）を日割りします。
オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
カ　当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからオの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料控除額」といいます。）が控除可能額に満たない場合は、第３（パケット通信料）１（適用）（３）に規定する取扱いを行います。</td></tr>
<tr><td>（９）の２　特定料金種別のａｕ国際通話に係る通話料の取扱い</td><td>ア　特定料金種別を選択しているａｕ契約者は、その契約者回線からのａｕ国際通話に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、次表に規定する料金額（以下「ａｕ国際通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。
<table><tr><th>支払いを要しない額</th></tr><tr><td>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額及びパケット通信料控除額を差し引いた額にａｕ国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。
この場合において、ａｕ国際通話充当比率は、その契約者回線からのａｕ国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線から</td></tr></table></td></tr>
</table>

	のａｕ国際通話に関する料金の月間累計額とＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(９)の２及び(10)の３において同じとします。 イ　ａｕ国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。 ウ　当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「ａｕ国際通話料控除額」といいます。)とＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除額を合算した額（以下「国際通話料控除額」といいます。)が、ａｕ国際通話料控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除可能額を合算した額（以下「国際通話料控除可能額」といいます。)に満たない場合は、(９)の３に規定する取扱いを行います。
(９)の３　特定料金種別の国際ＳＭＳ送信に係る通話料の取扱い	ア　特定料金種別を選択しているａｕ契約者は、その契約者回線からの国際ＳＭＳ送信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、国際通話料控除可能額から国際通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際ＳＭＳ送信料控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。 イ　国際ＳＭＳ送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。
(10)　複数回線複合割引の通話料の取扱い （家族割、法人割）	ア　当社は、第１（基本使用料等）１（適用）(５)に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。)からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（(８)、(８)の２、(８)の３、(９)、(11)、(13)、(16)、(24)、(25)又は(26)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。 控除額 １の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。)。 この場合において、充当比率は、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額（控除可能額から料金控除額（通話料控除額、第３（パケット通信料）１（適用）(３)に規定するパケット通信料控除額、国際通話料控除額及び国際ＳＭＳ送信料控除額（(９)の３の規定により支払いを要しないこととされた料金額をいいます。以下同じとします。)を合算した額をいいます。以

	下同じとします。）を減じて得た額をいいます。以下同じとします。）の合計額（その割引選択回線群にＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、当社のＬＴＥ約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い（以下この欄において「ＬＴＥ割引」といいます。）又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款若しくはＬＴＥ約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い（以下この欄において「特定割引」といいます。）の規定に基づくＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）及び繰越控除余剰額（(10)の２に規定する前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額（(10)の２に規定する通話料繰越控除額、第３（パケット通信料）１（適用）（３）の４に規定するパケット通信料繰越控除額、国際ＳＭＳ送信料繰越控除額（(10)の４の規定により支払いを要しないこととされた料金額をいいます。以下同じとします。）及び国際通話料繰越控除額を合算した額をいいます。以下同じとします。）を減じて得た額をいいます。以下同じとします。）の合計額（その割引選択回線群にＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＬＴＥ割引又は特定割引の規定に基づくＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る繰越控除余剰額を加算した額とします。）を合算して得た額を、その割引選択回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＬＴＥ割引又は特定割引の規定に基づくＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る料金の月間累計額（この(10)に定める月間累計額に相当するものをいいます。）を加算した額とします。）で除して得た値（１を超える場合は、１とします。）とします。 イ　本取扱いの適用を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。 ウ　当社は、特定料金種別以外の料金種別の適用を受けている契約者回線について、その契約者から第１（基本使用料等）１（適用）（５）を選択する旨の申出があった場合、併せてイの申出があったものとみなして取り扱います。 エ　本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。 　ただし、ウに規定する場合又はａｕ契約の締結（契約変更又はＬＴＥ契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時にイに規定する申出があった場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。 オ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、第１（基本使用料等）１（適用）（５）の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。 カ　オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料につ

<table>
<tr><td></td><td>いては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr>
<tr><td>１　２以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　第１（基本使用料等）１（適用）（５）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>第１（基本使用料等）１（適用）（５）の規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr>
</table>
キ　通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</td></tr>
<tr><td>(10)の２　繰越控除可能額に係る通話料の減額適用</td><td>ア　ａｕ契約者は、その契約者回線からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（９）、(11)、(12)、(13)、(17)、(26)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額（前料金月において、ウの規定により算出された翌料金月への繰越控除可能額をいいます。以下同じとします。）を上限とする額の支払いを要しません。
イ　当社は、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料繰越控除額」といいます。）が前料金月からの繰越控除可能額に満たない場合は、第３（パケット通信料）１（適用）（３）の４に規定する取扱いを行います。
ウ　翌料金月への繰越控除可能額は、充当可能額及び前料金月からの繰越控除可能額（料金繰越控除額を減じて得た額（その契約者回線に係るａｕ契約が、ＬＴＥ契約からの契約移行により締結されたものであるときは、当社のＬＴＥ約款の定めるところにより、契約移行前のＬＴＥ契約に係る前月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額を減じて得た額から、その契約者回線に係る料金繰越控除額を減じて得た額とします。）とします。）の合計額とします。
　ただし、その合計額が、下表に定める繰越上限額を超える場合は、繰越上限額を翌料金月への繰越控除可能額とします。この場合において、その繰越上限額は、その料金月の末日において適用されている料金種別によります。
<table>
<tr><th rowspan="2">料金種別</th><th>繰越上限額</th></tr>
<tr><th>税抜額</th></tr>
<tr><td>プランＳシンプル</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>プランＳＳシンプル</td><td>5,000円</td></tr>
</table>
エ　ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する契約者回線につ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>いては、その契約者回線に係る翌料金月への繰越控除可能額を０円とします。
（ア）　その料金月の末日において、特定料金種別を選択していないもの。
（イ）　その料金月の末日において、(10)の適用を受けているもの。
（ウ）　その料金月の末日において、そのａｕサービスの利用の一時休止が行われているもの。
オ　ａｕ契約が解除された場合、その契約者回線に係る翌料金月への繰越控除可能額は、無効とします。
カ　通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。</td></tr>
<tr><td>(10)の３　繰越控除可能額に係るａｕ国際通話料の減額適用</td><td>ア　ａｕ契約者は、その契約者回線からのａｕ国際通話に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（９）の２の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、次表に規定する料金（以下「ａｕ国際通話料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。
<table><tr><th>支払いを要しない額</th></tr><tr><td>その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額及びパケット通信料繰越控除額を差し引いた額にａｕ国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</td></tr></table>イ　ａｕ国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。
ウ　当社は、ａｕサービスの契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「ａｕ国際通話料繰越控除額」といいます。）とＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除額」といいます。）が、ａｕ国際通話料繰越控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除可能額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除可能額」といいます。）に満たない場合は、(10)の４に規定する取扱いを行います。</td></tr>
<tr><td>(10)の４　繰越控除可能額に係る国際ＳＭＳ送信に係る通話料の減額適用</td><td>ア　ａｕ契約者は、その契約者回線からの国際ＳＭＳ送信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（９）の３の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、その契約者回線に係る、国際通話料繰越控除可能額から国際通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際ＳＭＳ送信料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>(11)　割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用</td><td>ア　割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第１（基本使用料等）１（適用）（５）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>（家族割、法人割）</td><td>契約者回線への通話（(25)の適用を受けた通話、ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（（８）、（８）の３、(24)又は(26)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
ただし、（８）の２の適用を併せて受ける通話については、この規定にかかわらず、（８）の２に定めるところにより、(ア)の場合において、(13)の適用を併せて受ける通話については、この規定にかかわらず、(13)に定めるところによります。
(ア)　(イ)以外の場合<table><tr><th>割引額</th></tr><tr><td>その通話に関する料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額</td></tr></table>(イ)　第２種定期ａｕ契約に係る契約者回線又は第１（基本使用料等）１（適用）（４）の２の適用を受けている契約者回線からの通話の場合<table><tr><th>割引額</th></tr><tr><td>その通話に関する料金の月間累計額</td></tr></table>イ　通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
ウ　本割引の適用の開始及び廃止については、第１（基本使用料等）１（適用）（５）に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。
ただし、同（５）のサの表の区分２の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
<tr><td>(12)　障がい者等等に係る通話料の月極割引の適用
（スマイルハート割引）</td><td>ア　障がい者等に係る通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。)とは、第１（基本使用料等）１（適用）（５）の２の適用を受けている契約者回線からの通話（(16)の適用を受けた通話（同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。)、(25)の適用を受けた通話、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、国際ＳＭＳ送信、番号号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（（８）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
ただし、本割引のほか（６）のイの(ア)、（８）の２又は(11)のアの(イ)の規定に該当する通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ（６）のイ、（８）の２又は(11)に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>１契約ごとに
<table>
<tr><th>区分</th><th>割引額</th></tr>
<tr><td>１　契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線、ＵＱｍ契約者回線又は他網契約者回線（ＫＤＤＩ株式会社が提供するａｕ（ＷＩＮ）通信サービス、ａｕ（５Ｇ）通信サービス、ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス若しくはＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービス、加入電話サービス、ＩＰ電話サービス又はＳＯＲＡＣＯＭＡｉｒｆｏｒセルラー通信サービスに係るものに限ります。）への通話（当社が別に定めるものに限ります。）</td><td>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>２　１以外の通話</td><td>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</td></tr>
</table>
イ　通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
ウ　本割引の適用の開始及び廃止については、第１（基本使用料等）１（適用）（４）の２の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。
　ただし、同（４）の２のクの表の区分２の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
<tr><td>(13)　特定電話番号への通話料の月極割引の適用
（指定割）</td><td>ア　特定電話番号への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定したこの約款又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話、当社又はＫＤＤＩ株式会社の５Ｇ約款、ＬＴＥ約款若しくはＵＱｍ約款に定める５Ｇデュアル、ＬＴＥデュアル若しくはデュアルサービス又は加入電話事業者若しくはＩＰ電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号（当社が別に定めるものに限ります。）をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る電気通信回線への通話（(16)の適用を受けた通話（同欄のアに規定する区分（ウ）に係るものに限ります。）、(24)に規定する定額対象通話、(26)に規定する定額対象通話、ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（８）、（８）の３、(24)又は(26)のアの（ア）の適用による場合は、適用した後の</td></tr>
</table>

額とします。以下この欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。。

ただし、(11)のアの(イ)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、(11)に定めるところによります。

１契約ごとに月額

定額料	割引額	
税抜額 300 円	１　(11)のアの(ア)の適用の対象となる通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.60 を乗じて得た額
	２　１以外の通話	特定電話番号に係る電気通信回線への通話（左欄の通話に限ります。)に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

イ　特定電話番号の数は、１の契約について３以内とします。

ウ　削除

エ　特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るａｕ契約の申込み（ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、当社のＬＴＥ約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けているものに限ります。)からの契約移行に係るものを含みます。)と同時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのａｕサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。

カ　オの規定にかかわらず、ａｕ契約の申込み（ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、当社のＬＴＥ約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けているものに限ります。)からの契約移行に係るものに限ります。)と同時に本割引の申込みが行われていない場合であっても、その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間、本割引を適用します。

キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（オ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。

（カ）　カケホ（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

ク　キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

　この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２から４以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
２　キの（ウ）、（エ）又は（オ）により本割引の適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
３　キの（エ）（５Ｇ契約又はＬＴＥ契約（５Ｇデュアル又はＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又は（カ）により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
４　キの（ア）又は（イ）により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ケ　本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

コ　本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

　ただし、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ａｕサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用

<table>
<tr><td></td><td>できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りでありません。
サ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
シ　定額料については、日割りは行いません。
ス　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
セ　契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</td></tr>
<tr><td>(14)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(15)　契約者を単位とする通話料の月極割引の適用
（コールワイド）</td><td>ア　契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線（(13)若しくは(25)の適用を受けているもの又は第１（基本使用料等）１（適用）（５)の適用を受けているものを除きます。以下(イ)及び(ウ)において同じとします。)からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(24)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（(８)、(８)の２、(８)の３、(９)、(10)の２又は(24)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、(ウ)に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。
（ア）　定額料
１割引選択回線群ごとに月額
<table><tr><td>料金額</td></tr><tr><td>税抜額 3,000 円</td></tr></table>（イ）　割引選択回線
<table><tr><td>割引選択回線</td></tr><tr><td>本割引を選択する契約者回線、当社の５Ｇ約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(15)において「５Ｇ割引」といいます。)を選択する５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(15)において「ＬＴＥ割引」といいます。)を選択するＬＴＥ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(15)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線</td></tr></table>（ウ）　割引率
<table><tr><td>その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群に５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、５Ｇ割引の規定に基づく５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ割引の規定に基づくＬ</td><td>割引率</td></tr></table></td></tr>
</table>

ＴＥ契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した額とします。）	
税抜額 20 万円未満の場合	15%
税抜額 20 万円以上税抜額 100 万円未満の場合	20%
税抜額 100 万円以上税抜額 300 万円未満の場合	25%
税抜額 300 万円以上税抜額 500 万円未満の場合	28%
税抜額 500 万円以上の場合	30%

イ　本割引は、ａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）　第１（基本使用料等）１（適用）（４）の２又は（９）の５の適用を受けているもの。

（イ）　第２種定期ａｕ契約に係るもの。

ウ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ）　その申出のあった契約者回線が、(20)又は第１（基本使用料等）１（適用）（６）を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

（ウ）　その申出のあった契約者回線が、(20)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線（本割引、ＬＴＥ割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する１の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における割引選択代表回線と同一で　ないとき。

（エ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（オ）　指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（カ）　その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。
（キ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
カ　本割引の計算は、料金月単位で行います。
キ　本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ＷＩＮ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。
ク　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。
（イ）　契約者の地位の承継があったとき。
（ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。
（エ）　ａｕ契約の解除があったとき。
（オ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。
（カ）　その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。
ケ　クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。
コ　クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
　この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（ａｕサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします
２　ａｕサービスの利用の一時休止、ａｕ契約の解除又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はａｕサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
備考　その料金月において、５Ｇ契約（５Ｇ割引の適用に係るものに限ります。）又はＬＴＥ契約（ＬＴＥ割引の適用に係るもの	

	に限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引と５Ｇ割引又はＬＴＥ割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。 サ　コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引若しくは⑳又は第１（基本使用料等）の（５）若しくは（６）の適用の申込み（５Ｇ約款又はＷＩＮ約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。 シ　割引選択代表回線が５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。 ス　割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 　ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。 セ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ソ　定額料については、日割りは行いません。 タ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 チ　当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。 ツ　当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。 　ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。 テ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。

<table>
<tr>
<td>(16)　自宅加入電話への通話料の月極割引の適用
（ａｕ→自宅割）</td>
<td>ア　自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（ａｕ契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はＩＰ電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線について、前料金月の末日（次表の(エ)については、その料金月の開始時とします。）において、同表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（(12)、(13)及び(15)の適用を受けた通話、(24)に規定する定額対象通話、(26)に規定する定額対象通話、番号変換機能を利用して行われた通話並びにプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td>（ア）　東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分でＫＤＤＩ株式会社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。
①　市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話
②　市内通話、県内市外通話及び県間市外通話
③　県内市外通話、県間市外通話及び国際通話
④　市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信
⑤　市内通信、県内市外通信及び県間市外通信
⑥　県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</td><td>50%</td></tr>
<tr><td>（イ）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（ウ）　当社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ＫＤＤＩ株式会社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）若しくはＩＰ電話サービスⅠ、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サ</td><td>100%</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>ービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の他網契約者回線であるとき。</td><td></td></tr>
<tr><td>（エ）　ＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスⅥの適用を受けている他網契約者回線であるとき。</td><td>100%</td></tr>
</table>
イ　アの規定に関わらず、次に該当する契約者回線については、本割引の適用を行いません。
（ア）　第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５の適用を受けているもの。
（イ）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるもの。
ウ　本割引の適用を受けている契約者回線について、自宅加入電話番号に係る他網契約者回線の変更があった場合、その変更があった時点から変更後の区分に応じた割引率を適用します。
エ　自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、アの表に規定する区分ごとに、料金月単位で行います。
オ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
</td></tr>
<tr><td>(17)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(18)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(19)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(20)　特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用（ａｕ着信ビジネスレート）</td><td>
ア　特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、特定加入電話サービス（当社が別に定める加入電話サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線から割引選択回線群（（イ）に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線への通話（この約款において当社がその料金を定めている通話に限ります。）について、２－４の（１）に規定する料金額に代えて、（ウ）に規定する料金額を適用することをいいます。
　ただし、（ウ）に定めのない時間帯区分に係る通話の料金額については、２（料金額）に定めるところによります。
（ア）　定額料
１割引選択回線群ごとに月額
<table>
<tr><td>料金額</td></tr>
<tr><td>税抜額 2,000 円</td></tr>
</table>
（イ）　割引選択回線
本割引を選択する契約者回線、当社の５Ｇ契約に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この(20)において「５Ｇ割引」といいます。）を選択する５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この(20)において「ＬＴＥ割引」といいます。）を選択するＬＴＥ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩ
</td></tr>
</table>

Ｎ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この⑳において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

（ウ）　料金額

区分	料金額		
通話料	次の秒数までごとに税抜額10円		
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日
地域内・地域隣接県通話	30秒	30秒	30秒
地域隣接県外通話	23秒	23秒	23秒

イ　本割引は、ａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）の契約者回線（第２種定期ａｕ契約に係るものを除きます。）に限り、選択することができます。

ウ　割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ　本割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ）　その申出のあった契約者回線が、⒂又は第１（基本使用料等）１（適用）（６）を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

（ウ）　その申出のあった契約者回線が、⒂を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線（本割引、５Ｇ割引、ＬＴＥ割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する１の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）が、契約者を単位とする通話料の月極割引における割引選択代表回線と同一でないとき。

（エ）　その申出のあった契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（オ）　指定した割引選択回線群を構成する１の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（カ）　その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であると

き。
（キ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
カ　本割引の適用を開始する場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点（その料金月において、ＬＴＥ契約（ＬＴＥ割引の適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）からの通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。
キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。
（イ）　契約者の地位の承継があったとき。
（ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。
（エ）　ａｕ契約の解除があったとき。
（オ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。
（カ）　その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。
ク　キの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。
ケ　キの規定により本割引の適用を廃止した場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
コ　割引選択代表回線が５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。
サ　割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
　ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。
シ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
ス　定額料については、日割りは行いません。
セ　当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回

<table>
<tr><td></td><td>線について本割引の適用を廃止することがあります。
ソ　当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。
　ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
タ　契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>(21)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(22)　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(23)　契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引の適用
（まるごとビジネス割引）</td><td>ア　契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５に規定する割引選択回線群を構成するその契約者回線（基本使用料の料金種別がプランＺシンプルのものを除きます。）からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(24)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（８）、（８）の３、（９）、(10)の２、(24)又は(25)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係る通話料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td>（ア）　（イ）又は（ウ）以外のもの</td><td>契約者を単位とする金額指定割引に係る割引額の算定に用いたその契約者回線に係る割引率（第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５のアの（ウ）の①に定めるものに限ります。）</td></tr>
<tr><td>（イ）　基本使用料の料金種別がオフィスケータイプランのもの</td><td>20%</td></tr>
<tr><td>（ウ）　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）のもの</td><td>０%</td></tr>
</table>
イ　その割引選択回線群に係る月間利用額が、契約者からあらかじめ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５に定めるところによります。
ウ　割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５の規定によりあらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について本割引の適用が廃止された場合の取扱いについては、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５のヌに定めるところによります。
エ　上記のほか、本割引に係る通話料割引額の計算等、本割引の適用については、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５の規定に準じて取り扱います。）。</td></tr>
<tr><td>(24)　特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（ビジネス通話定額）</td><td>ア　当社は、ａｕ契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（(ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成するその契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話（(25)の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。）の月間累計額（（８）、（８）の２又は（８）の３の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。）を行います。
　ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が２に満たない場合は、この限りでありません。
（ア）　定額料及び割引額
１契約ごとに月額
<table><tr><th>定額料</th><th>割引額</th></tr><tr><td>税抜額 900 円</td><td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金（別記 17 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分に係るものに限ります。以下この(24)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額</td></tr><tr><td colspan="2">備考　その料金月の末日（その契約者回線に係るａｕ契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があったときは、その解除のあった日）におけるその基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）、カケホ（３Ｇケータイ）又はオフィスケータイプランである場合の定額料の額は、税抜額０円とします。</td></tr></table>（イ）　定額対象回線群
<table><tr><th>定額対象回線群</th></tr><tr><td>以下の電気通信回線により構成される回線群
①　本定額適用を選択する契約者回線</td></tr></table></td></tr>
</table>

②　当社の５Ｇ約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(26)において「５Ｇ定額適用」といいます。)を選択する５Ｇ契約者回線
③　当社のＬＴＥ約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(24)において「ＬＴＥ定額適用」といいます。)を選択するＬＴＥ契約者回線
④　ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(26)において「特定定額適用」といいます。)を選択する他網契約者回線
⑤　クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線

（ウ）　特定サービス

特定サービス
当社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス又はＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスＩ、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス（それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はａｕオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。)、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービス、ＣｉｓｃｏＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービス契約約款に定めるＣｉｓｃｏＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービス、クラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス)、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。)のものに限ります。)若しくはＩＰ電話サービスＩ、ＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話であって、サービスが現に提供されているもの

（エ）　定額対象電話番号

定額対象電話番号
①　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号 ②　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する５Ｇ契約者回線に係る電話番号 ③　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するＬＴＥ約

	者回線に係る電話番号 ④　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号 ⑤　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。） イ　本定額適用は、ａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。 （ア）　第１（基本使用料等）１（適用）（５）の適用を受けているもの。 （ウ）　(26)の適用を受けているもの。 ウ　定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。 エ　本定額適用を選択する契約者は、１の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。 　この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。 オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 （イ）　その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が２以上でないとき。 （ウ）　その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （エ）　その申出のあった契約者回線が(15)、(20)又は第１（基本使用料等）１（適用）（６）を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。 （オ）　（エ）に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(26)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。 （カ）　その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

	（キ）　その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （ク）　その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。 （ケ）　その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が 1,001 以上となるとき。 （コ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。 　この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか１の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。 キ　カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。 ク　当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。 ケ　削除 コ　本定額適用を受けるａｕ契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。 サ　本定額適用の計算は、料金月単位で行います。 シ　当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ＬＴＥ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本定額適用の対象とします。 ス　当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。 （ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。 （イ）　契約者の地位の承継があったとき。 （ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。 （エ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（オ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。
（カ）　その他オのいずれか（（イ）を除きます。）に該当することとなったとき。

セ　スの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はスに相当する当社の５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限ります。）について、５Ｇ定額適用、ＬＴＥ定額適用又は特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか１の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

ただし、５Ｇ定額適用に係る当社の５Ｇ約款、ＬＴＥ定額適用に係る当社のＬＴＥ約款又は特定定額適用に係るＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか１の５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りでありません。

ソ　スの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。。

区分	定額制の適用
１　２以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日（ａｕサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
２　ａｕサービスの利用の一時休止、ａｕ契約の解除又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はａｕサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。

タ　本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電　気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>チ　削除
ツ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
テ　アに規定する定額料については、日割りは行いません。
ト　当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。
　この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。
　ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
ナ　当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、５Ｇ契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。
ニ　契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定定額適用の可否等を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td>
</tr>
<tr>
<td>(25)　特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用
（指定通話定額）</td>
<td>ア　特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定したこの約款又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話、当社又はＫＤＤＩ株式会社の５Ｇ約款、ＬＴＥ約款若しくはＵＱｍ約款に定める５Ｇデュアル、ＬＴＥデュアル若しくはデュアルサービスの電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る電気通信回線への通話（ＳＭＳ送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金をそみます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（８）又は（８）の３の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>定額料</th><th>割引額</th></tr>
<tr><td>税抜額 372 円</td><td>特定電話番号に係る契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金の月間累計額</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

イ　特定電話番号の数は、１の契約について３以内とします。
ウ　削除
エ　特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
オ　本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
　ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るａｕ契約の申込み（ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、当社のＬＴＥ約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものを含みます。）と同時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのａｕサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。
カ　オの規定にかかわらず、ａｕ契約の申込み（ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、当社のＬＴＥ約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものに限ります。）と同時に本割引の申込みが行われていない場合であっても、その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間、本割引を適用します。
キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。
（イ）　契約者の地位の承継があったとき。
（ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。
（エ）　ａｕ契約の解除があったとき。
（オ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。
（カ）　カケホ（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
ク　キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
　この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合が生じたときは、２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２から４以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
２　キの（ウ）、（エ）又は（オ）により本割引	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>の適用を廃止したとき（３に該当するときを除きます。）。</td><td>金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>３　キの（エ）（５Ｇ契約又はＬＴＥ契約（５Ｇデュアル又はＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）により本割引の適用を廃止したとき</td><td>その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>４　キの（ア）又は（イ）により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
ケ　本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。
コ　本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
　ただし、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ａｕサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。
サ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
シ　定額料については、日割りは行いません。
ス　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
セ　契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</td></tr>
<tr><td>(26)　第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引の適用
（法人通話・パケット割）</td><td>ア　第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第２種定期ａｕ契約者からの申込みにより、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、（ア）から（イ）の取扱いを行うことをいいます。
（ア）　定額対象回線群（①に定める定額対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線から行われる、③に定める定額対象電話番号への通</td></tr>
</table>

話（(25)の適用を受けた通話、国際ＳＭＳ送、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄及び(27)において「定額対象通話」といいます。)に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額（(８)、(８)の２又は(８)の３の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額の割引を行う取扱い

１契約ごとに月額

定額料	割引額
税抜額 900 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話（左欄の通話に限ります。)に関する料金（別記 17 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分に係るものに限ります。以下この(26)及び(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額

①　定額対象回線

定額対象回線
本割引を選択する契約者回線、当社のＬＴＥ約款に定める第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引（以下この(26)及び(27)において「ＬＴＥ割引」といいます。)を選択するＬＴＥ契約者回線、ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引の適用若しくはＬＴＥ約款に定める第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の割引の適用（以下この(26)及び(27)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線

②　特定サービス

特定サービス
当社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス若しくは光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス又はＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスⅠ、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはａｕオフィスナンバーサービス（それぞれ当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス又はａｕオフィスナンバーサービスの用に供するものを除きます。)、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービス、ＣｉｓｃｏＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービス契約約款に定めるＣｉｓｃｏＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。)のものに限ります。)若しくはＩＰ電話

サービスＩ、ＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話であって、サービスが現に提供されているもの

③　定額対象電話番号

１　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
２　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するＬＴＥ契約者回線に係る電話番号
３　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
４　その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）

（イ）　定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（ア）、（８）、（８）の２、（８）の３、（９）、(10)の２、(13)、(16)、(25)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に 0.20 を乗じて得た額の割引を行う取扱い

イ　本割引は、ａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）の契約者回線（第２種定期ａｕ契約に係るものに限ります。）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）　第１（基本使用料等）１（適用）（５）又は（９）の５の適用を受けているもの

（ウ）　(24)の適用を受けているもの

ウ　定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ　本割引を選択する契約者は、１の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により、本割引の利用態様を申告していただきます。

オ　当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

（イ）　その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の４の

	ものを除きます。)の数が２以上でないとき。 （ウ） その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （エ） その申出のあった契約者回線が(15)、(20)又は第１（基本使用料等）１（適用）（６）を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。 （オ） （エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Ｉに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(26)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。 （カ） その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （キ） その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、ＬＴＥ契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)。 （ク） その契約者がエの規定により申告した本割引の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。 （ケ） その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が 1001 以上となるとき。 （コ） その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であるとき。 （サ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ 本割引の適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成するＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか１の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。 キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。 ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線の契約者

名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ　本割引の適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

コ　本割引の計算は、料金月単位で行います。

サ　当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ＬＴＥ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の対象とします。

シ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　ａｕサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（オ）　一般ａｕ契約又は他の種別の定期ａｕ契約への契約変更があったとき。

（カ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。

（キ）　その他オのいずれか（（イ）を除きます。）に該当することとなったとき。

ス　シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社のＬＴＥ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款若しくはＬＴＥ約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限ります。）について、ＬＴＥ割引又は特定割引の適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか１の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

ただし、ＬＴＥ割引に係る当社のＬＴＥ約款又は特定割引に係るＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款若しくはＬＴＥ約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか１のＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りでありません。

セ　シの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したと	その廃止日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本

き。	割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
２　ａｕサービスの利用の一時休止、ａｕ契約の解除、一般ａｕ契約若しくは他の種別の定期ａｕ契約への契約変更又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はａｕサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
備考　その料金月において、ＬＴＥ契約（ＬＴＥ割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とＬＴＥ割引の計算（アの（イ）に係るものに限ります。）をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。	

ソ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

タ　本割引の適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

　ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。

チ　アに規定する定額料については、日割りは行いません。

ツ　当社は、その契約者回線が属する定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の４に係るものを除きます。以下このツにおいて「控除対象電話番号」といいます。）の数に応じて、アに規定する定額料について、次表に規定する額を控除します。

１契約ごとに月額

その料金月の末日における控除対象電話番号の数	控除額
１以上 30 以下の場合	アに規定する定額料の額
31 以上の場合	アに規定する定額料の料金額に 30 を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額

テ　アに規定する割引額及びツに規定する控除額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

<table>
<tr><td></td><td>ト　当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本割引の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本割引の適用を廃止することがあります。
　この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。
　ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
ナ　当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、ＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ＬＴＥ契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
ニ　契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、ＫＤＤＩ株式会社がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>(27)　第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の適用
（法人通話・パケット割）</td><td>ア　当社は、(26)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（国際ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びａｕ国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（８）、（８）の２、（８）の３、（９）、(13)、(16)、(25)又は(26)のアの（ア）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。
<table><tr><th>控除額</th></tr><tr><td>１の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。
この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群にＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＬＴＥ割引の規定に基づくＬＴＥ契約者回線又は特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額を加算した額とします。）を、月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額をいいます。）及び月間パケット累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線との間の</td></tr></table></td></tr>
</table>

パケット通信に関する料金の月間累計額（第３（パケット通信料）１（適用）(12)に定めるものに限ります。)をいいます。）の合計額（その定額対象回線群にＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＬＴＥ割引の規定及び特定割引の規定に定める全ての月間通話累計額及び月間パケット累計額を加算した額とします。)で除して得た値（１を超える場合は、１とします。）とします。

イ　本取扱いは、(26)の適用を受けている契約者回線に限り、選択することができます。

ウ　本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ　当社は、ウに規定する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線、ＬＴＥ契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線について、本取扱いの適用を受けている場合に限り、これを承諾します。

オ　本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、ＬＴＥ契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。)以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。)について、本取扱いの適用の対象とします。

カ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、(26)の適用の廃止が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

キ　カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
１　２以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
２　(26)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	(26)のセの規定によりその通話料が第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。

備考　その料金月において、ＬＴＥ契約（ＬＴＥ割引の適用に係るものに限ります。)への契約移行があったときは、その料金月における本割引とＬＴＥ割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。

ク　通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

(29)　電話番号案内接続に係る通話料の取扱い

ア　当社は、第１（基本使用料等）１（適用）（４)の２の適用を受けている契約者回線からの通話（電話番号案内接続に係るものに限ります。)については、２（料金額）に規定する電話番号案内料及び通話料の支払いを免除します。

<table>
<tr><td></td><td>イ　アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>(29)　契約移行に係る定額料の取扱い</td><td>ア　当社は、次表に定める通話料の取扱い（以下この欄において「ＷＩＮ通話料割引」といいます。）の申出があった場合であって、その申出がＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、請求のあったＷＩＮ通話料割引に相当する通話料の取扱い（以下この欄において「ＬＴＥ通話料割引」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のＷＩＮ通話料割引に係る定額料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのＬＴＥ通話料割引の適用の開始があった場合は、その日とします。）から、そのＷＩＮ通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。
<table><tr><th>通話料の取扱い</th></tr><tr><td>(13)特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(24)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(25)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(26)第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の割引の適用</td></tr></table>イ　５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その５Ｇ契約者回線又はＬＴＥ契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていたＷＩＮ通話料割引に相当する５Ｇ通話料割引（５Ｇ約款に定めるものをいいます。）又はＬＴＥ通話料割引の申出があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのＷＩＮ通話料割引に係る定額料については、当社の５Ｇ約款又はＬＴＥ約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>(30)　通話料の減免</td><td>次の通話については、その料金の支払いを要しません。
ア　電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話
イ　当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話
ウ　協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</td></tr>
</table>

２　料金額

２－１　通常通話に係るもの

２－１－１　２－１－２から２－１－３以外のもの

（１）　基本使用料の料金種別がプランＳシンプルのもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 16 円

（２）　基本使用料の料金種別がプランＳＳシンプルのもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円

（３）　基本使用料の料金種別がプランＥシンプルのもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円

（４）　基本使用料の料金種別がプランＺシンプルのもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円

（５）　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）のもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 20 円

イ　ワイドスター通信サービス（第２種ワイドスターに限ります。）の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 50 円

（６）　基本使用料の料金種別がオフィスケータイプランのもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	１分までごとに税抜額 50 円

イ　加入電話サービス又はＩＰ電話サービスに係る他網契約者回線（当社が別に定める電気通信設備を含みます。）への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	３分までごとに税抜額 10 円

２－１－２　電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	１の電話番号の案内ごとに税抜額 200 円
通話料	２－１－１に規定する各料金種別の料金額と同額

２－１－３　ＳＭＳ機能に係るもの

（１）（２）以外のもの

区分	料金額
通話料	１送信ごとに税抜額３円

（２）国際ＳＭＳ送信に係るもの

区分	料金額
通話料	１送信ごとに 100 円

２－２　プリペイド通話に係るもの

２－２－１　２－２－２以外のもの

（１）（２）以外のもの

区分	料金額			
	次の秒数までごとに10円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
通話料	14.8秒	14.3秒	14.8秒	14.3秒

（２）　プリペイド電話の契約者回線から行ったもの

区分	料金額			
	次の秒数までごとに10円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
通話料	5.9秒	5.3秒	5.9秒	5.3秒

２－２－２　ＳＭＳ機能に係るも

区分	料金額
通話料	１送信ごとに5円

２－３　ａｕ国際通話に係るもの

（１）（２）以外のもの

区分	料金額
通話料 通話先区分	30 秒までごとに次の料金額
通話先区分１	20 円
通話先区分２	55 円
通話先区分３	65 円
通話先区分４	85 円
通話先区分５	95 円
備考　各通話先区分における地域については、別表２（ａｕ国際通話の通話先地域）に定めるところによります。	

（２）　特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料 通話先区分	１分までごとに次の料金額
特定衛星携帯電話１（スラーヤ）	275 円
特定衛星携帯電話２（イリジウム）	380 円
インマルサットＦ型、インマルサットＢＧＡＮ型又はインマルサットＦＢ型（その通話の相手先が 64kbit/sAudio/Speach モード以外の場合）	260 円
インマルサットＦ型、インマルサットＢＧＡＮ型又はインマルサットＦＢ型（その通話の相手先が 64kbit/sAudio/Speach モードの場合）	840 円

２－４　相互接続点からの通話に係るもの

（１）（２）以外のもの

区分	料金額			
通話料	次の秒数までごとに 税抜額 10 円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
地域隣接県外通話	15 秒	20 秒	20 秒	30 秒

（２）　東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区分	料金額			
通話料	次の秒数までごとに 税抜額 10 円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
地域内・地域隣接県通話	11.5 秒	14.5 秒	14.5 秒	20.5 秒
地域隣接県外通話	9.0 秒	14.5 秒	14.5 秒	18.5 秒

第３　パケット通信料

１　適用

パケット通信料の適用については、第 71 条（通話料及びパケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用	
（１）　パケット通信料の適用	パケット通信料の適用は、以下のとおりとします。 ア　イからカ以外のもの （ア）（イ）以外のもの １料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 （イ）　特定携帯情報端末通信のもの １料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ　ａｕ．ＮＥＴ機能に係るもの （ア）（イ）以外のもの １料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 （イ）　特定携帯情報端末通信のもの １料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 ウ　ＥＺｗｅｂ機能に係るもの （ア）（イ）以外のもの １料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 （イ）　ＥＺｗｅｂ電子メールに係るもの １料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 エ　第１種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能及び第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能に係るもの １料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 オ　削除 カ　ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るもの １料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
（２）　ローミングのパケット通	ローミング（ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に規定するａｕサービス、ａｕモジュール又は定期前払ａｕサービスの提供を受けている

<table>
<tr><td>信料の適用</td><td>ものに限ります。)の契約者回線に係るパケット通信については、ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款料金表に規定するそれぞれの電気通信サービスに関する料金額と同額を適用します。</td></tr>
<tr><td>（３）　特定料金種別のパケット通信料の適用</td><td>ア　特定料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信に係る料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、その契約者回線に係る、控除可能額から通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「パケット通信料控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。
　ただし、特定パケット通信２段階定額制又は特定パケット通信定額制の適用を受けているときは、この限りでありません。
イ　パケット通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。
ウ　当社は、特定料金種別の適用を受けているの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「パケット通信料控除額」といいます。)がパケット通信料控除可能額に満たない場合は、第２（通話料）１（適用）（９)の２及びＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定料金種別の特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。</td></tr>
<tr><td>（３)の２　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（３)の３　ａｕモジュールに係る基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用</td><td>ア　第２種ａｕモジュール又は第３種ａｕモジュールに係る基本使用料の料金種別として、下表の左欄に規定するものを選択しているａｕモジュール契約者は、その契約者回線との間のパケット通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><td rowspan="2">基本使用料の料金種別</td><td>支払いを要しない額</td></tr>
<tr><td>税抜額</td></tr>
<tr><td>ＰＨＯＴＯ－Ｕプラン</td><td>０円から 372 円までの部分</td></tr>
</table>
イ　パケット通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに料金月単位で行います。
ウ　当社は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が１の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに規定する支払いを要しない額を日割りします。
エ　ウの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</td></tr>
</table>

（３）の４　繰越控除可能額に係るパケット通信料の減額適用	ア　契約者は、その契約者回線（ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに係るものに限ります。）との間のパケット通信に係る料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（３）を適用した後の額とします。）のうち、その契約者回線に係る、前料金月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「パケット通信料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。 　ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。 （ア）　特定パケット通信２段階定額制又は特定パケット通信定額制適用を受けているとき。 （イ）　その契約者回線の基本使用料の料金種別がパケット定額プランであるとき。 イ　パケット通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。 ウ　当社は、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「パケット通信料繰越控除額」といいます。）がパケット通信料繰越控除可能額に満たない場合は、第２（通話料）１（適用）(10)の３及びＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に定める繰越控除可能額に係る特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。
（３）の５　プランＥシンプルの契約者回線に係るパケット通信料の適用Ⅰ	ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がプランＥシンプルのものに限ります。）の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信（別表１（オプション機能）５欄に規定するＥＺｗｅｂ電子メールに係るものに限ります。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
（３）の６　プランＥシンプルの契約者回線に係るパケット通信料の適用Ⅱ	ア　ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がプランＥシンプルのものに限ります。）からのパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、別表１（オプション機能）５欄に規定するＥＺｗｅｂ電子メールに係るもの及び通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、（ア）及び（イ）に規定する額を合計した額を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。 （ア）　ＥＺｗｅｂ機能及び第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能に係るパケット通信について２（料金額）に規定する料金額により算定した額（次表に規定するＥＺｗｅｂ機能等上限額（キの規定によりＥＺｗｅｂ機能等上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、ＥＺｗｅｂ機能等上限額をその額とします。）に、ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信並びに特定携帯情報端末通信について２

（料金額）に規定する料金額により算定した額を合算した額（次表に規定するＩＳＮＥＴ機能等上限額（キの規定によりＩＳＮＥＴ機能等上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、ＩＳＮＥＴ機能等上限額をその額とします。）に、ネットワーク負荷制御機能を具備する端末設備を利用する場合であってその機能により制御を受けることとなるパケット通信（ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信及び特定携帯情報端末通信を除きます。以下「負荷制御通信」といいます。）について２（料金額）に規定する料金額により算定した額を合算した額（次表に規定するＰＣ等接続通信上限額（キの規定によりＰＣ等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、ＰＣ等接続通信上限額をその額とします。）

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
ＥＺｗｅｂ機能等上限額	4,200円
ＩＳＮＥＴ機能等上限額	5,700円
ＰＣ等接続通信上限額	9,900円

（イ）　ＥＺｗｅｂ機能、第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能及びＩＳＮＥＴ機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、２（料金額）に規定する料金額により算定した額

イ　パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ　本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてプランＥシンプルの適用を開始した日からとします。

エ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

（ア）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（ウ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　プランＥシンプル以外への料金種別の変更があったとき。

オ　エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
１　ａｕサービスの利用の一時休止又はａｕ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
２　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更又はプランＥシンプル以外への料金種別	そのａｕサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料に

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>の変更があったとき。</td><td>ついて、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　５Ｇ契約若しくはＬＴＥ契約への契約移行又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更を行うとともに本取扱いの適用を廃止する場合、ＥＺｗｅｂ機能若しくはＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その契約移行を行った時点又はａｕサービスの種類を変更した時点まで本取扱いを適用するものとします。</td></tr>
</table>
カ　本取扱いの適用を受ける契約者回線の契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、ＥＺｗｅｂ機能等上限額、ＩＳＮＥＴ機能等上限額又はＰＣ等接続通信上限額の支払いを要します。
キ　ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、ＥＺｗｅｂ機能等上限額、ＩＳＮＥＴ機能等上限額及びＰＣ等接続通信上限額の日割りを行います。
<table>
<tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、エの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（３）の７　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（３）の８　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（３）の９　カケホ（３Ｇケータイ・データ付）の契約者回線に係るパケット通信料の適用　Ⅰ</td><td>ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）のものに限ります。）の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信（次表に定めるものに限ります。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>支払いを要しないパケット通信</th></tr>
<tr><td>ＥＺｗｅｂ機能及び第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能に係るパケット通信</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（３）の 10　カケホ（３Ｇケータイ・データ付）の契約者回線に係るパケット通信料の適用Ⅱ</td><td>ア　ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）のものに限ります。）からのパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、（ア）及び（イ）に規定する額を合計した額を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行い</td></tr>
</table>

ます。

（ア）　ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信並びに特定携帯情報端末通信について２（料金額）に規定する料金額により算定した額を合算した額（次表に規定するＩＳＮＥＴ機能等上限額（キの規定によりＩＳＮＥＴ機能等上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、ＩＳＮＥＴ機能等上限額をその額とします。）に、負荷制御通信について２（料金額）に規定する料金額により算定した額を合算した額（次表に規定するＰＣ等接続通信上限額（キの規定によりＰＣ等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、ＰＣ等接続通信上限額をその額とします。）

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
ＩＳＮＥＴ機能等上限額	2,200円
ＰＣ等接続通信上限額	6,400円

（イ）　ＥＺｗｅｂ機能、第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機及びＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、２（料金額）に規定する料金額により算定した額

イ　パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ　本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてカケホ（３Ｇケータイ・データ付）の適用を開始した日からとします。

エ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

（ア）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（ウ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　カケホ（３Ｇケータイ・データ付）以外への料金種別の変更があったとき。

オ　エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
１　ａｕサービスの利用の一時休止又はａｕ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
２　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更又はカケホ（３Ｇケータイ・データ付）以外への料金種別の変更があったとき。	そのａｕサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。

<table>
<tr><td></td><td>
<table><tr><td>備考　５Ｇ契約若しくはＬＴＥ契約への契約移行又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更を行うとともに本取扱いの適用を廃止する場合、ＥＺｗｅｂ機能若しくはＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その契約移行を行った時点又はａｕサービスの種類を変更した時点まで本取扱いを適用するものとします。</td></tr></table>
カ　本取扱いの適用を受ける契約者回線の契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、ＩＳＮＥＴ機能等上限額又はＰＣ等接続通信上限額の支払いを要します。
キ　ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、ＩＳＮＥＴ機能等上限額及びＰＣ等接続通信上限額の日割りを行います。
<table>
<tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、エの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（３）の 11　ＷＩＮシングル定額の契約者回線に係るパケット通信料の適用</td><td>
ア　第１種ａｕパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に規定するものに限ります。）に係るパケット通信料については、その契約者回線との間のパケット通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額が、次表の上限定額料（イの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、２（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料の料金額を適用します。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th><th>上限定額料</th></tr>
<tr><th>税抜額</th></tr>
<tr><td>ＷＩＮシングル定額シンプル</td><td>3,600 円</td></tr>
</table>
イ　基本使用料の料金種別としてアに定める料金種別が選択された場合若しくは基本使用料の料金種別の変更（アに定める料金種別とそれ以外の料金種別の間のものに限ります。以下このイにおいて同じとします。）があった場合、ａｕサービスの一時休止があった場合又はａｕ契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りを行います。
<table>
<tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、基本使用料の料金種別としてアに定める料金種別が選択された場合は、その適用を開始した日）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td><table><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、基本使用料の料金種別の変更があった場合、ａｕサービスの一時休止があった場合又はａｕ契約の解除があった場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（３）の 12　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（３）の 13　ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係るパケット通信料の適用</td><td>第２種ａｕパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルのものに限ります。）の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（３）の 14　ＷＩＮモジュール定額の契約者回線に係るパケット通信料の適用</td><td>ア　第２種ａｕモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がＷＩＮモジュール定額のものに限ります。）に係るパケット通信料については、その契約者回線との間のパケット通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額が、次表の上限定額料（イの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、２（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料の料金額を適用します。
１契約ごとに月額<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>上限定額料</td><td>税抜額 3,600 円</td></tr></table>イ　第１（基本使用料等）１（適用）（２）の２の規定に基づき、その基本使用料の料金種別としてＷＩＮモジュール定額が選択された場合若しくはＷＩＮモジュール定額以外への料金種別の変更があった場合、ａｕモジュールの一時休止があった場合又はａｕモジュール契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する上限定額料の日割りを行います。<table><tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、第１（基本使用料等）１（適用）（２）の２の規定の規定により基本使用料の料金種別としてＷＩＮモジュール定額が選択された場合は、その適用を開始した日）</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、第１（基本使用料等）１（適用）（２）の２の規定の規定により基本使用料の料金種別についてＷＩＮモジュール定額以外への料金種別の変更があった場合、ａｕモジュールの一時休止があった場合又はａｕモジュール契約の解除があった場</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td><table><tr><td></td><td>合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（３）の 15　ＰＨＯＴＯ－Ｕプランの契約者回線に係るパケット通信料の適用</td><td>ア　第３種ａｕモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がＰＨＯＴＯ－Ｕプランのものに限ります。）に係るパケット通信料については、その契約者回線との間のパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（３）の３の適用による場合は、適用した後の額とします。）が、次表の上限定額料（イの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、２（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料の料金額を適用します。
１契約ごとに月額
<table><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>上限定額料</td><td>税抜額 371 円</td></tr></table>イ　第１（基本使用料等）１（適用）（２）の２の規定に基づき、その基本使用料の料金種別としてＰＨＯＴＯ－Ｕプランが選択された場合又はａｕ契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する上限定額料の日割りを行います。
<table><tr><td>区分</td><td>起算日</td></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、第１（基本使用料等）１（適用）（２）の２の規定により基本使用料の料金種別としてＰＨＯＴＯ－Ｕプランが選択された場合は、その適用を開始した日）</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、ａｕ契約の解除があった場合は、その解除があった日の前日）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（３）の 16　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（３）の 17　あんしんＧＰＳプランの契約者回線に係るパケット通信料の適用</td><td>第３種ａｕモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別があんしんＧＰＳプランのものに限ります。）の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（３）の 18　ＰＨＯＴＯ－Ｕ　ＴＶプランの契約者回線に係るパケット通信料の適用</td><td>第３種ａｕモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がＰＨＯＴＯ－Ｕ　ＴＶプランのものに限ります。）の契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（４）　定額料の支払いを条件と</td><td>ア　定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ｉ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、契約者の選択に</td></tr>
</table>

するパケット通信料の月極割引Ⅰ（ＰａｃｋｅｔＯｎｅミドルパック、ＰａｃｋｅｔＯｎｅスーパーク）	より、次表に規定する定額料を支払った場合に、２（料金額）の規定により算定したパケット通信（通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に代えて、その月間累計額から同表に規定する割引可能額（シ及びスの規定により日割りした場合はその額）を控除して得た額（月間累計額が割引可能額に満たない場合は、０円とします。）に、同表に規定する超過分係数を乗じて得た額を料金額として適用することをいいます。 　この場合、本割引には同表の２種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。 １契約ごとに月額 種類 ／ 定額料 ／ 割引可能額 ／ 超過分係数 ミドルパック ／ 税抜額 2,400円 ／ 税抜額 10,000円 ／ 0.30 スーパーパック ／ 税抜額 8,500円 ／ 税抜額 45,000円 ／ 0.20 イ　本割引は、第１種ａｕモジュールの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。 （ア）　第１種定期ａｕモジュール契約に係るもの （イ）　（６）の適用を受けているもの ウ　本割引の申込み（本割引の種類の変更の申込みを含みます。）は、包括回線グループを単位として行っていただきます。 エ　当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を本割引の申込みとみなして取り扱います。 オ　パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。 カ　本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。 　ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。 区分 ／ 本割引の適用の開始 １　本割引の申込みが、その契約者回線に係るａｕモジュール契約の申込みと同時に行われたとき。 ／ そのａｕモジュールの提供を開始した日 ２　１以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき。 ／ 本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本割引の申込日以前にａｕモジュールの提供を開始した場合は、その開始日） キ　契約者が、本割引を選択している場合であって、その種類を変更するときは、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月以降のパケット通信料について、変更後の種類を適用します。

<table>
<tr><td></td><td>
ク　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該　当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　その包括回線グループを単位とする廃止の申出があったとき。
（イ）　ａｕモジュール契約の解除があったとき。
ケ　クの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
　この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、２欄又は３欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄又は３欄の規定によるものとします　。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　　２以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　ａｕモジュール契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
コ　本割引を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
サ　カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。
<table>
<tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日</td></tr>
</table>
シ　サの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じて、アに定める割引可能額を日割りします。
ス　シの場合において、その計算結果に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
セ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ａｕモジュールを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
</td></tr>
<tr><td>（５）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（６）　定額料の支払いを条件とするパケット</td><td>ア　定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線との間のパケット通信</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>通信料の月極割引Ⅱの適用（パケット割）</td>
<td>
（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定に代えて、（イ）に規定する適用額により算定した額から、（ア）に規定する割引可能額（サ及びシの規定により割引可能額を日割りした場合はその額）を控除して得た額（適用額により算定した額が割引可能額に満たない場合は、０円とします。）を適用することをいいます。
（ア）　定額料及び割引可能額
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>定額料</td><td>税抜額 1,000 円</td></tr>
<tr><td>割引可能額</td><td>税抜額 1,000 円</td></tr>
</table>
（イ）　適用額
１課金対象パケットごとに
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>適用額</td><td>税抜額 0.1 円</td></tr>
</table>
イ　本割引は、第１種ａｕモジュールの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。
（ア）　第１種定期ａｕモジュール契約に係るもの。
（イ）　（４）の適用を受けているもの
ウ　本割引の申込みは、包括回線グループを単位として行っていただきます。
エ　当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を本割引の申込みとみなして取り扱います。
オ　パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。
カ　本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。
ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本割引の適用の開始</th></tr>
<tr><td>１　本割引の申込みが、その契約者回線に係るａｕモジュール契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのａｕモジュールの提供を開始した日</td></tr>
<tr><td>２　１以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき。</td><td>本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本割引の申込日以前にａｕモジュールの提供を開始した場合は、その開始日）</td></tr>
</table>
キ　当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該　当する場合には、本割引の適用を廃止します。
（ア）　その包括回線グループを単位とする廃止の申出があったとき。
</td>
</tr>
</table>

（イ）　ａｕモジュール契約の解除があったとき。

ク　キの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

　この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、２欄又は３欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄又は３欄の規定によるものとします　。

区分	本割引の適用
１　　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
２　ａｕモジュール契約の解除があったとき。	その契約解除日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。

ケ　本割引を選択した契約者は、コに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ　カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日

サ　コの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じてアに定める割引可能額を日割りします。

シ　サの場合において、その計算結果に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

ス　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ａｕモジュールを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。

　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（７）　削除	削除
（８）　特定のパケット通信への２段階定額制の適用（ダブル定額スーパーライト）	ア　当社は、ａｕ契約者からの申込みにより、そのａｕサービス（ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに限ります。）の契約者回線との間のパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、（ア）及び（イ）に規定する額を合計した額（その合計した額が次表に規定する最小定額料に満たない場合は最小定額料

（コの規定により最小定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）とします。）を適用する取扱い（以下「特定パケット通信２段階定額制」といいます。）を行います。

１契約ごとに月額

種類	最小定額料 税抜額
ダブル定額スーパーライト	372 円

（ア）　ＥＺｗｅｂ機能及び第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能に係るパケット通信について２（料金額）の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額（②に規定するＥＺｗｅｂ機能等最大定額料（コの規定によりＥＺｗｅｂ機能等最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、ＥＺｗｅｂ機能等最大定額料をその額とします。）に、ＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信並びに特定携帯情報端末通信について２（料金額）の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額（②に規定するＩＳＮＥＴ機能等最大定額料（コの規定によりＩＳＮＥＴ機能等最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、ＩＳＮＥＴ機能等最大定額料をその額とします。）に、負荷制御通信について２（料金額）の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額（②に規定するＰＣ等接続通信最大定額料（コの規定によりＰＣ等接続通信最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、ＰＣ等接続通信最大定額料をその額とします。）

①　適用額

１課金対象パケットごとに

種類	適用額 税抜額
ダブル定額スーパーライト	0.1 円

②　最大定額料

１契約ごとに月額

区分	料金額 税抜額
ＥＺｗｅｂ機能等最大定額料	4,200 円
ＩＳＮＥＴ機能等最大定額料	5,700 円
ＰＣ等接続通信最大定額料	9,900 円

（イ）　ＥＺｗｅｂ機能、第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能及びＩＳＮＥＴ機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、２（料金額）の規定に代えて、次表に規定する適用額により算定した額

１課金対象パケットごとに

種類	適用額 税抜額

ダブル定額スーパーライト	0.1円

イ　特定パケット通信２段階定額制は、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線であって、次に該当しないものに限り選択することができます。

（ア）　基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの。

（イ）　特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。

ウ　当社は、特定パケット通信２段階定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定パケット通信２段階定額制の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定パケット通信２段階定額制の適用の開始
１　特定パケット通信２段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るａｕ契約の申込みと同時に行われた場合。	そのａｕサービスの提供を開始した日
２　特定パケット通信２段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るａｕサービスの再利用の請求と同時に行われた場合。	そのａｕサービスの再利用を開始した日
３　特定パケット通信２段階定額制の申込みが、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスへのａｕサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われた場合。	その変更後のａｕサービスの提供を開始した日
４　特定パケット通信２段階定額制の申込みが、基本使用料の料金種別の変更（パケット定額プランからの変更に限ります。）に係る請求と同時行われた場合。	パケット定額プランからの料金種別の変更があった日
５　１から４以外の場合であって、その申込日を含む料金月から特定パケット通信２段階定額制の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき。	特定パケット通信２段階定額制の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、特定パケット通信２段階定額制の申込日以前にａｕサービスの提供若しくは再利用を開始した場合又はａｕデュアル若しくはＵＩＭサービスへのａｕサービスの種

	類の変更若しくはパケット定額プランからの料金種別の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、特定パケット通信２段階定額制の申込日から直近の日）

備考　ＬＴＥ契約からの契約移行を行った日又はａｕデュアル若しくはＵＩＭサービスへのａｕサービスの種類の変更を行った日から特定パケット通信２段階定額制の適用を開始する場合は、ＥＺｗｅｂ機能若しくはＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その契約移行を行った時点又はａｕサービスの種類を変更した時点から特定パケット通信２段階定額制の適用を開始するものとします。

カ　削除

キ　当社は、特定パケット通信２段階定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、特定パケット通信２段階定額制の適用を廃止します。

（ア）　その契約者から特定パケット通信２段階定額制の適用を廃止する申出があったとき。

（イ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（ウ）　ａｕ契約の解除があったとき。

（エ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。

（オ）　パケット定額プランへの料金種別の変更があったとき。

（カ）　特定パケット通信定額制の適用の申込みがあったとき。

（キ）　ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ク　キの規定により、特定パケット通信２段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定パケット通信２段階定額制の適用を廃止した後、２欄又は３欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄又は３欄の規定によるものとします。

区分	特定パケット通信２段階定額制の適用
１　２又は３以外により特定パケット通信２段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、特定パケット通信２段階定額制の適用の対象とします。
２　ａｕサービスの 利用の一時休止又はａｕ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、特定パケット通信２段階定額制の適用の対象とします。
３　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更又はパケッ	そのａｕサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>ト定額プランへの料金種別の変更があったとき。</td><td>の前日までのパケット通信料について、特定パケット通信２段階定額制の適用の対象とします。</td></tr>
</table>
備考　５Ｇ契約若しくはＬＴＥ契約への契約移行又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更を行うとともに特定パケット通信２段階定額制の適用を廃止する場合、ＥＺｗｅｂ機能若しくはＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信については、アの(ア)の表に規定する適用額を、その契約移行又はａｕサービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。
ケ　特定パケット通信２段階定額制を選択した契約者は、コに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する最小定額料、ＥＺｗｅｂ機能等最大定額料、ＩＳＮＥＴ機能等最大定額料又はＰＣ等接続通信最大定額料の支払いを要します。
コ　オの表の規定により特定パケット通信２段階定額制の適用を開始した場合又はキの(ウ)（ＬＴＥ契約への契約移行に係るものに限ります。)、(エ)若しくは(オ)の規定により特定パケット通信２段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する最小定額料、ＥＺｗｅｂ機能等最大定額料、ＩＳＮＥＴ機能等最大定額料及びＰＣ等接続通信最大定額料の日割りを行います。
<table>
<tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定パケット通信２段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、キの(ウ)（５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行に係るものに限ります。)、(エ)又は(オ)の規定により特定パケット通信２段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr>
</table>
サ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ａｕサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、最小定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
</td></tr>
<tr><td>(８)の２　特定のパケット通信への定額制の適用
（ＩＳフラッ</td><td>ア　当社は、ａｕ契約者からの申込みにより、次表に規定する定額料の支払いがあった場合に、そのａｕサービス（ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに限ります。)の契約者回線との間のパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを</td></tr>
</table>

ト）

除きます。以下この欄において同じとします。）について、（ア）及び（イ）に規定する額を合計した額を適用する取扱い（以下「特定パケット通信定額制」といいます。）を行います。

１契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 5,200 円

（ア）　負荷制御通信について２（料金額）に規定する料金額に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額（②の表に規定するＰＣ等接続通信上限額（ケの規定によりＰＣ等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。）以上となる場合、ＰＣ等接続通信上限額をその額とします。）。

①　適用額

１課金対象パケットごとに

区分	料金額
適用額	税抜額 0.025 円

②　上限額

１契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
ＰＣ等接続通信上限額	4,700 円

（イ）　ＥＺｗｅｂ機能、第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能若しくはＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信又は負荷制御通信以外のパケット通信について、２（料金額）に規定する料金額に代えて、（ア）の②の表に規定する適用額により算定した額

イ　特定パケット通信定額制は、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線であって、次に該当しないものに限り選択することができます。

（ア）　基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの。

（イ）　特定パケット通信２段階定額制の適用を受けているもの。

ウ　当社は、特定パケット通信定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ　パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ　特定パケット通信定額制の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定パケット通信定額制の適用の開始
１　特定パケット通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るａｕ契約の申込みと同時に行われた場合。	そのａｕサービスの提供を開始した日
２　特定パケット通信定額制の	そのａｕサービスの再利用を開

	申込みが、その契約者回線に係るａｕサービスの再利用の請求と同時に行われた場合。	始した日
	３　特定パケット通信定額制の申込みが、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスへのａｕサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われた場合。	その変更後のａｕサービスの提供を開始した日
	４　特定パケット通信定額制の申込みが、基本使用料の料金種別の変更（パケット定額プランからの変更に限ります。）に係る請求と同時行われた場合。	パケット定額プランからの料金種別の変更があった日
	５　１から４以外の場合であって、その申込日を含む料金月から特定パケット通信定額制の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき。	特定パケット通信定額制の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、特定パケット通信定額制の申込日以前にａｕサービスの提供若しくは再利用を開始した場合又はａｕデュアル若しくはＵＩＭサービスへのａｕサービスの種類の変更若しくはパケット定額プランからの料金種別の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、特定パケット通信定額制の申込日から直近の日）
	備考　ＬＴＥ契約からの契約移行を行った日又はａｕデュアル若しくはＵＩＭサービスへのａｕサービスの種類の変更を行った日から特定パケット通信定額制の適用を開始する場合は、ＥＺｗｅｂ機能若しくはＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その契約移行を行った時点又はａｕサービスの種類を変更した時点から特定パケット通信定額制の適用を開始するものとします。	
	カ　当社は、特定パケット通信定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、特定パケット通信定額制の適用を廃止します。 （ア）　その契約者から特定パケット通信定額制の適用を廃止する申出があったとき。 （イ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。 （ウ）　ａｕ契約の解除があったとき。 （エ）　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更があったとき。 （オ）　パケット定額プランへの料金種別の変更があったとき。	

（カ）　特定パケット通信２段階定額制の適用の申込みがあったとき。

（キ）　ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ　カの規定により、特定パケット通信定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定パケット通信定額制の適用を廃止した後、２欄又は３欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄又は３欄の規定によるものとします。

区分	特定パケット通信定額制の適用
１　２又は３以外により特定パケット通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。
２　ａｕサービスの 利用の一時休止又はａｕ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。
３　ａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更又はパケット定額プランへの料金種別の変更があったとき。	そのａｕサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。
備考　５Ｇ契約若しくはＬＴＥ契約への契約移行又はａｕパケットへのａｕサービスの種類の変更を行うとともに特定パケット通信定額制の適用を廃止する場合、ＥＺｗｅｂ機能若しくはＩＳ　ＮＥＴ機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信については、アの（ア）の表に規定する適用額を、その契約移行又はａｕサービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。	

ク　特定パケット通信定額制を選択した契約者は、ケに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料又はＰＣ等接続通信上限額の支払いを要します。

ケ　オの表の規定により特定パケット通信定額制の適用を開始した場合又はカの（ウ）（ＬＴＥ契約への契約移行に係るものに限ります。）、（エ）若しくは（オ）の規定により特定パケット通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料及びＰＣ等接続通信上限額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定パケット通信２段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、カの（ウ）（５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行に係るものに限ります。）、（エ）又は（オ）の規定により特定パケット通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td></tr>
</table>
コ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ａｕサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。
　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
</td></tr>
<tr><td>（９）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>(10)　契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係るパケット通信料の月極割引の適用（まるごとビジネス割引）</td><td>
ア　契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係るパケット通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５に規定する割引選択回線群を構成するその契約者回線（第３種ａｕモジュールに係るもの又は基本使用料の料金種別がプランＥシンプル、プランＺシンプル、カケホ（３Ｇケータイ・データ付）、カケホ（３Ｇケータイ）、ＷＩＮシングル定額シンプル若しくはＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルのものを除きます。）との間のパケット通信（特定パケット通信２段階定額制又は特定パケット通信定額制の適用を受けたもの及び通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（３）、（３）の３又は（３）の４の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係るパケット通信料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td>（ア）　（イ）以外のもの</td><td>契約者を単位とする金額指定割引に係る割引額の算定に用いたその契約者回線に係る割引率（第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５のアの（ウ）の①に定めるものに限ります。）</td></tr>
<tr><td>（イ）　基本使用料の料金種別がオフィスケータイプランのもの</td><td>20%</td></tr>
</table>
イ　その割引選択回線群を構成する契約者回線に関するその料金月における月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５のクに定めるところによります。
</td></tr>
</table>

	ウ　割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５の規定によりあらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について本割引の適用が廃止された場合の取扱いについては、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５のヌに定めるところによります。 エ　上記のほか、本割引に係るパケット通信料割引額の計算等、本割引の適用については、第１（基本使用料等）１（適用）（９）の５の規定に準じて取り扱います。）。
(11)　第２種定期ａｕ契約に係るパケット通信料の割引の適用 （法人通話・パケット割	ア　第２種定期ａｕ契約に係るパケット通信料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第２（通話料）１（適用）(26)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線との間のパケット通信（通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（３）、（３）の４又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に 0.20 を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。 　ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。 （ア）　特定パケット通信２段階定額制又は特定パケット通信定額制の適用を受けているとき。 （イ）　その契約者回線の基本使用料の料金種別がパケット定額プランであるとき。 イ　パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。 ウ　本取扱いの適用の開始及び廃止については、第２（通話料）１（適用）(26)に規定する第２種定期ａｕ契約に係る通話料の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。 エ　割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
(12)　第２種定期ａｕ契約に係るパケット通信料の割引の適用 （法人通話・パケット割	ア　当社は、第２（通話料）１（適用）(26)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（第２（通話料）１（適用）(27)の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間のパケット通信（通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（３）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。 　ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。 （ア）　特定パケット通信２段階定額制又は特定パケット通信定額

<table>
<tr><td></td><td>制の適用を受けているとき。
（イ）　その契約者回線の基本使用料の料金種別がパケット定額プランであるとき。
<table><tr><th>控除額</th></tr><tr><td>１の契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。
この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群にＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＬＴＥ割引（当社のＬＴＥ約款に定める第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づくＬＴＥ契約者回線又は特定割引（ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める第２種定期ａｕ契約に係る通話料の割引の適用若しくはＬＴＥ約款に定める第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額を加算した額とします。）を、月間パケット累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額をいいます。）及び月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額（第２（通話料）１（適用）(27)に定めるものに限ります。）をいいます。）の合計額（その定額対象回線群にＬＴＥ契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、ＬＴＥ割引の規定及び特定割引の規定に定める全ての月間パケット累計額及び月間通話累計額を加算した額とします。）で除して得た値（１を超える場合は、１とします。）とします。</td></tr></table>イ　パケット通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
ウ　本取扱いの適用の開始及び廃止については、第２（通話料）１（適用）(27)に規定する第２種定期ａｕ契約に係る通話料の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>(13)　第２種ａｕデュアル又は第２種ａｕパケットの契約者回線に係るパケット通信利用の制限</td><td>ア　第２種ａｕデュアル、第２種ａｕパケット又はＵＩＭサービスの契約者回線（特定携帯情報端末通信を利用可能な端末設備又は当社所定の端末設備を利用するものに限ります。）との間のパケット通信について、そのパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）に係る１料金月の課金対象パケットの総情報量が 5,368,709,120 バイト（以下「５ギガバイト」といいます。）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線からのパケット通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限します。
イ　第２種ａｕパケットの契約者回線（第１（基本使用料等）１（適用）(25)に規定する基本使用料の減額適用を受けているものに限ります。）については、アに定める「 5,368,709,120 バイト（以下「５ギガバイト」といいます。）」を「12,884,901,888 バイ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>ト（以下「12 ギガバイト」といいます。）」に読み替えて、アの取扱いを行います　。</td></tr>
<tr><td>(14)　特定接続先に係るパケット通信料の適用
（カーナビ用料金オプション）</td><td>ア　特定接続先に係るパケット通信料の適用（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、ａｕサービス（第２種ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに限ります。）の契約者回線（基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの又は特定パケット通信２段階定額制若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。）との間のパケット通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。）であって、当社が別に定める接続先との間で行ったものに関する料金について、（３）の６、（３）の 10、（８）又は（８）の２の規定にかかわらず、それぞれ（３）の６、（３）の９、（８）又は（８）の２に規定するＥＺｗｅｂ機能に係るパケット通信に関する料金と同様に取り扱うことをいいます。
１契約ごとに月額
<table><tr><td>定額料</td></tr><tr><td>税抜額 200 円</td></tr></table>イ　本取扱いは、ａｕサービス（第２種ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに限ります。）の契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。
（ア）　基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの。
（イ）　特定パケット通信２段階定額制又は特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。
ウ　本取扱いの適用の開始は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
エ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。
（ア）　その契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があったとき。
（イ）　ａｕサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
（ウ）　ａｕ契約の解除があったとき。
（エ）　第２種ａｕデュアル又はＵＩＭサービス以外へのａｕサービスの種類の変更があったとき。
（オ）　イに規定する条件に該当しなくなったとき。
オ　エの規定により本取扱いを廃止する場合、その事由が生じた日を含む料金月の末日までのパケット通信に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
カ　本取扱いを選択した契約者は、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
キ　アに規定する定額料については、日割りは行いません。
ク　パケット定額プラン、特定パケット通信２段階定額制若しくは特定パケット通信定額制の適用の開始又は廃止があった場合の取</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>扱いについては、それぞれ(３)の５、(３)の 10、(８)又は(８)の２に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>(15)　ＳＭＳ送信に係るパケット通信料の適用</td><td>ＳＭＳ送信（タイプⅡに係るものに限ります。)に係るパケット通信に関する料金については、２－１－２又は２－１－３に規定する料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>(16)　ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線に係るパケット通信料等の定額適用</td><td>ア　当社は、ａｕデュアル又はＵＩＭサービスの契約者回線に係るパケット通信料等（この約款の規定により支払いを要することとされるパケット通信料及び基本使用料（カケホ（３Ｇケータイ・データ付）のものに限ります。)の合計額であって、第１（基本使用料等）１（適用）(23)、(26)、(27)又は当社が別に定めるａｕ（ＷＩＮ）通信サービスの料金の減額適用を受ける場合は、適用する前の料金とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額を適用する取扱いを行います。
　ただし、パケット通信料等の額が次表に定める額に満たない場合は、この限りでありません。
１契約ごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>上限定額料</td><td>税抜額 20,000 円</td></tr></table>イ　上限定額料については、日割りは行いません。</td></tr>
<tr><td>(17)　パケット通信料の減免</td><td>ア　ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス又はａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるパケット通信（ＥＺｗｅｂ機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。)については、その料金の支払いを要しません　。
イ　アの規定によるほか、契約者があらかじめ、当社が別に定める条件により情報を受けることに同意した場合、これに基づく情報（当社が別に定めるものに限ります。)の受信に係る料金については、支払いを要しません。
　ただし、特定携帯情報端末がその契約者回線に接続されているときは、この限りでありません。
ウ　ア又はイの規定によるほか、基本使用料の料金種別がＰＨＯＴＯ－Ｕプラン又はＰＨＯＴＯ－Ｕ　ＴＶプランの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置が接続されているものに限ります。)と当社が別に定める電気通信設備（当社がその移動無線装置に特定の情報を送信するために設置するものをいいます。)との間のパケット通信については、その料金の支払いを要しません。</td></tr>
</table>

２　料金額

２－１　ａｕデュアル又はＵＩＭサービスに係るもの

２－１－１　２－１－２から２－１－３以外のもの

（１）（２）から（３）以外のもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.1円

イ　特定携帯情報端末通信に係るもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.2円

（２）　基本使用料の料金種別がプランＥシンプルのもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.1円

（３）　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）のもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.08円

２－１－２　ａｕ．ＮＥＴ機能に係るもの

（１）（２）から（３）以外のもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.1円

イ　特定携帯情報端末通信に係るもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.2円

（２）　基本使用料の料金種別がプランＥシンプルのもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.1円

（３）　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）のもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.08円

２－１－３　　ＥＺｗｅｂ機能、第１種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能、第２種ＢＲＥＷ．ＮＥＴ機能及びＩＳ　ＮＥＴ機能に係るもの

（１）（２）から（３）以外のもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.2円

（２）　基本使用料の料金種別がプランＥシンプルのもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.1円

（３）　基本使用料の料金種別がカケホ（３Ｇケータイ・データ付）又はカケホ（３Ｇケータイ）のもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.08円

２－２　ａｕパケットに係るもの

（１）（２）以外のもの

１課金対象パケットごとに

区分			料金額 税抜額
パケット通信料	第１種ａｕパケット	ＷＩＮシングル定額シンプル	0.05円
	第２種ａｕパケット	ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル	0.025円

（２）　ａｕ．ＮＥＴ機能に係るもの

１課金対象パケットごとに

区分			料金額 税抜額
パケット通信料	第１種ａｕパケット	ＷＩＮシングル定額シンプル	0.05円
	第２種ａｕパケット	ＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプル	0.025円

２－３　ａｕモジュールに係るもの

２－３－１　２－３－２以外のもの

（１）（２）以外のもの

１課金対象パケットごとに

区分			料金額 税抜額
パケット通信料	第１種ａｕモジュール		0.1円
	第２種ａｕモジュール	ＷＩＮモジュール定額	0.05円
	第３種ａｕモジュール	ＰＨＯＴＯ－Ｕプラン	0.1円
		あんしんＧＰＳプラン	0.1円
		ＰＨＯＴＯ－Ｕ　ＴＶプラン	0.1円

（２）　ａｕ．ＮＥＴ機能に係るもの

１課金対象パケットごとに

区分			料金額 税抜額
パケット通信料	第１種ａｕモジュール		0.1円
	第２種ａｕモジュール	ＷＩＮモジュール定額	0.05円

２－３－２　第１種定期ａｕモジュール契約に係るもの

（１）（２）以外のもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.35円

（２）　ａｕ．ＮＥＴ機能に係るもの

区分	料金額
パケット通信料	１課金対象パケットごとに税抜額0.4円

第４　契約解除料

１　適用

契約解除料の適用については、第 72 条（定期ａｕ契約又は定期ａｕモジュール契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
（１）　契約解除料の適用	ア　第２種定期ａｕ契約（タイプⅠであって、次の全てを満たすものに限ります。）に係る契約解除料については、２（料金額）の規定にかかわらず、１契約ごとに税抜額 3,000 円とします。 （ア）　その契約者回線に係るａｕの利用月数が 120 か月を超えていること。 （イ）　料金表第１（基本使用料等）１（適用）（５）の適用を受けていること。 イ　第２種定期ａｕモジュール契約（基本使用料の料金種別がＰＨＯＴＯ－Ｕプランのものに限ります。）に係る契約解除料については、その満了に伴いその契約を更新した回数が１回以上の場合、２（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
（２）　購入サポートの適用を受けた契約者回線に係る契約解除料の適用	別記 33 に規定する購入サポートの適用を受けた契約者回線（その基本使用料の料金種別がシンプルプラン、カケホ（３Ｇケータイ・データ付）、カケホ（３Ｇケータイ）、ＷＩＮシングル定額シンプル又はＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルのものを除きます。）については、その購入サポートの適用を受けた日から、当社が別に定めるサービス取扱所において、その契約者回線に関する他の特定端末設備を購入するまでの間、２（料金額）に定める契約解除料（（１）の適用を受ける場合は、適用後の額とします。）の支払いを要しません。

２　料金額

（１）　定期ａｕ契約に係るもの

１契約ごとに

区分		料金額 税抜額
第２種定期ａｕ契約	タイプⅠ	9,500 円
	タイプⅡ	9,500 円

（２）　定期ａｕモジュール契約に係るもの

１契約ごとに

区分		料金額 税抜額
第１種定期ａｕモジュール契約	第１種ａｕモジュールのもの	5,000 円
第２種定期ａｕモジュール契約		9,500 円

第５　プリペイド通話に係る前払い通話料

１　適用

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用については、第 76 条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用	
（１）　前払い通話料の額及び有効日数等	ア　プリペイド通話を行う者が前払いを要する額は、２（料金額）に規定する支払額とします。 イ　当社は、支払額に応じて、２（料金額）に規定する有効日数を適用します。
（２）　利用料金額の取扱い	当社は、プリペイド通話を行う者が前払い通話料を登録したときは、支払額に代えて、２（料金額）に規定する利用料金額を登録された通話料として取り扱います。

２　料金額

１プリペイドカードごとに

プリペイドカードの種類	支払額	利用料金額	有効日数	
			プリペイド電話契約のもの	ａｕ契約のもの
第１種カード	1,000 円	1,000 円	30 日	365 日
第２種カード	3,000 円	3,300 円	60 日	365 日
第３種カード	5,000 円	5,500 円	90 日	365 日
第４種カード	10,000 円	10,000 円	365 日	365 日

（注）プリペイドカードの販売に関する取扱いについては、別記 29 に定めるところによります。

第６　手続きに関する料金

１　適用

手続きに関する料金の適用については、第 73 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">手続きに関する料金の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
ア　イ又はウ以外のもの
<table>
<tr><th>料金種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>契約事務手数料</td><td>ａｕ契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>番号登録手数料</td><td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>システム登録手数料</td><td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>契約移行手数料</td><td>ａｕ契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのａｕ契約がＬＴＥ契約からの契約移行により締結されたものであるときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ａｕＩＣカード再発行手数料</td><td>ａｕＩＣカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなａｕＩＣカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ａｕサービス利用権譲渡手数料</td><td>ａｕサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ユーザグループ登録手数料</td><td>別表１（オプション機能）24 欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>内線番号登録手数料</td><td>内線番号（別表１（オプション機能）24 欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>内線番号変更手数料</td><td>内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ログインＩＤ登録手数料</td><td>ログインＩＤの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	料金

イ　ａｕモジュールに係るもの

料金種別	内容
契約事務手数料	ａｕモジュール契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ａｕモジュール利用権譲渡手数料	ａｕモジュール利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

ウ　プリペイド電話に係るもの

料金種別	内容
プリペイド電話契約事務手数料	プリペイド電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
プリペイド電話設定手数料	プリペイド電話の契約者回線に、端末設備（移動無線装置であって、ａｕＩＣカード対応端末以外のものに限ります。）を接続する請求（その接続が電話番号又は交換設備の登録等を要するものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ａｕＩＣカード再発行手数料	ａｕＩＣカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなａｕＩＣカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
プリペイド電話利用権譲渡手数料	プリペイド電話利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

（２）　契約事務手数料の適用

ア　契約者は、そのａｕ契約の申込みが、契約変更若しくは契約移行に係るもの又は当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。

イ　そのａｕ契約（ＵＩＭサービスに係るものに限ります。）の申込みが、当社が別に定める態様により、プリペイド電話契約（プリペイドに係るものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。

ウ　そのａｕ契約（第２種ａｕパケットに係るものであって、基本使用料の料金種別としてＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルを選択するものに限ります。）の申込みが、第１（基本使用料

	等）１（適用）(24)に定める減額適用を申し出るとき又は(26)に定める減額適用を受けることとなる特定ａｕ回線として指定のあったときに申し込まれたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。 エ　第１種ａｕモジュールに係る第１種定期ａｕモジュール契約について、同時に 50 以上の申込み（その全てが同一の包括回線グループに所属するものに限ります。)が行われた場合の契約事務手数料の額は、２（料金額）の規定にかかわらず、１契約ごとに税抜額 300 円とします。
（３）　番号登録手数料の適用	ア　１の契約に係る請求により同時に２以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを１の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。 イ　第４表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合の番号登録手数料の額は、２（料金額）の規定にかかわらず、１登録等ごとに税抜額 1,700 円とします。 ウ　契約事務手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。
（４）　システム登録手数料の適用	ア　１の契約に係る請求により同時に２以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを１の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。 イ　契約事務手数料、番号登録手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。
（５）　プリペイド電話設定手数料の適用	プリペイド電話契約事務手数料の支払いを要する場合の端末設備の接続については、プリペイド電話設定手数料の支払いを要しません。
（６）　ａｕサービス利用権譲渡手数料の適用	ア　ａｕサービス利用権譲渡手数料は、そのａｕサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。 イ　ａｕサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のａｕサービス利用権の譲渡については、ａｕサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。
（７）　ａｕモジュール利用権譲渡手数料の適用	ａｕモジュール利用権譲渡手数料は、そのａｕモジュール利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。
（８）　プリペイド電話利用権譲渡手数料の適用	ア　プリペイド電話利用権譲渡手数料は、そのプリペイド電話利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。 イ　プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のプリペイド電話利用権の譲渡については、プリペイド電話利用権譲渡手数料の支払いを要しません。

（９） ユーザグループ登録手数料の適用	別表１（オプション機能）24 欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、２（料金額）に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。
(10) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	ア ２（料金額）に規定する内線番号登録手数料（その契約者回線に係るものに限ります。）及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 イ 別表１（オプション機能）24 欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、当該料金月に行われた内線番号（電話会議サービスに係る電気通信回線に係るものに限ります。）の登録について、２（料金額）に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。
(11) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るログインＩＤ登録手数料の適用	ログインＩＤ登録手数料は、そのログインＩＤに係るログインＩＤ利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
(12) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２ 料金額

（１） （２）又は（３）以外のもの

料金種別	単位	料金額 税抜額
契約事務手数料	１契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	１登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	１請求ごとに	1,500 円
契約移行手数料	１契約ごとに	3,000 円
ａｕＩＣカード再発行手数料	１請求ごとに	2,000 円
ａｕサービス利用権譲渡手数料	１請求ごとに	2,700 円
ユーザグループ登録手数料	１ユーザグループごとに	10,000 円
内線番号登録手数料 （１） その契約者回線に係るも	１の内線番号の	1,000 円

の （２）　電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの	登録ごとに １の内線番号の登録ごとに	300 円
内線番号変更手数料	１の内線番号の変更ごとに	1,000 円
ログインＩＤ登録手数料	１のログインＩＤの登録ごとに	1,000 円

（２）　ａｕモジュールに係るもの

料金種別	単位	料金額 税抜額
契約事務手数料	１契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	１登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	１請求ごとに	1,500 円
ａｕモジュール利用権譲渡手数料	１請求ごとに	2,700 円

（３）　プリペイド電話に係るもの

料金種別	単位	料金額 税抜額
プリペイド電話契約事務手数料	１契約ごとに	4,000 円
プリペイド電話設定手数料	１請求ごとに	4,000 円
ａｕＩＣカード再発行手数料	１請求ごとに	2,000 円
プリペイド電話利用権譲渡手数料	１請求ごとに	2,700 円

（注）　上記（１）～（３）の額に配送実費相当額を加算します。

第７　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 73 条の２（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
（１）　ａｕサービス又はａｕモジュールに関するユニバーサルサービス料の適用	ア　ユニバーサルサービス料（プリペイド電話に関するものを除きます。以下、この（１）において同じとします。）の計算は、料金月単位で行います。 イ　ａｕ契約者又はａｕモジュール契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。 　ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日においてａｕ（ＷＩＮ）通信サービス（プリペイド電話を除きます。）の利用の一時休止（タイプＩに限ります。）をしているときは、この限りでありません。 ウ　ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。
（２）　プリペイド電話に関するユニバーサルサービス料の適用	当社は、プリペイド電話契約者がプリペイド通話に係る前払い通話料の登録を行ったとき、その登録に係る前払い通話料の有効日数（第 76 条第３項に基づき無効とされる日数がある場合、その日数分を減じた日数とします。）を 30 で除して得た値（１未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）に２（料金額）に定める料金額を乗じて得た額（１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）について、前払い通話料の残高を減じます。

２　料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

（注）　ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/

第２表　工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第３表　証明手数料

１契約ごとに　　税抜額　300 円

第４表　付随サービスに関する料金等

第１　通信料明細内訳書の発行手数料

１　適用

通信料明細内訳書の発行手数料の適用については、別記３（１）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">通信料明細内訳書の発行手数料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）　ａｕ一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い</td><td>
ア　当社は、一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される次の（ア）の表の左欄に定める電気通信サービスに係る同表の右欄に定める電気通信回線により構成される回線群であって、その全てが同一の契約者に係るものに限ります。以下同じとします。）のうち、通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線（当社の５Ｇ約款若しくはＬＴＥ約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている５Ｇ契約者回線若しくはＬＴＥ契約者回線又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款若しくは又はＬＴＥ約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が 50 以上であるものについて、その一括請求グループに係るａｕ契約者から請求があったときは、２（料金額）の規定にかかわらず、次の（イ）の表に規定する料金額を適用します。

（ア）　一括請求グループを構成することができる電気通信回線
<table>
<tr><th>電気通信サービス</th><th>電気通信回線</th></tr>
<tr><td>ａｕサービス</td><td>契約者回線</td></tr>
<tr><td>５Ｇサービス</td><td>５Ｇ契約者回線</td></tr>
<tr><td>ＬＴＥサービス</td><td>ＬＴＥ契約者回線</td></tr>
<tr><td>ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるａｕサービス</td><td>他網契約者回線</td></tr>
<tr><td>ＫＤＤＩ株式会社の５Ｇ約款に定める５Ｇサービス</td><td>他網契約者回線</td></tr>
<tr><td>ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥサービス</td><td>他網契約者回線</td></tr>
</table>
（イ）　料金額
<table>
<tr><th>料金額</th></tr>
<tr><td>１ａｕ一括請求グループについて発行１回ごとに
税抜額 5,000 円</td></tr>
</table>
イ　アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる１の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。

ウ　一括請求代表回線のａｕ契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。

エ　当社は、契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話
</td></tr>
</table>

	料の割引に係る割引選択回線群を構成するａｕ一括請求グループについて、ａｕ一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのａｕ一括請求グループについても、契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。 オ　当社は、アの適用を受けているａｕ一括請求グループにおいて、その料金月に通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が50未満となったときは、アの規定を適用しません。
（２）　通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い	ａｕ契約者は、当社が別に定める方法により専用のＷＥＢサイト上で閲覧する通信料明細内訳書の発行の請求を行ったときは、通話明細内訳書の発行手数料の支払いを要しません。

２　料金額

区分	単位	料金額
通信料明細内訳書発行手数料	１契約について発行１回ごとに	税抜額100円

第２　分計請求書の発行手数料

１　適用

分計請求書の発行手数料の適用については、別記３（２）の規定によるほか、次のとおりとします。

分計請求書の発行手数料の適用	
（１）　ａｕ一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い	ア　当社は、ａｕ一括請求グループのうち、分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線（５Ｇ約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けている５Ｇ契約者回線並びにＬＴＥ約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けているＬＴＥ契約者回線及びＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款、５Ｇ約款又はＬＴＥ約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が50以上であるものについて、そのａｕ一括請求グループに係るＬＴＥ契約者から請求があったときは、２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 料金額 １ａｕ一括請求グループについて発行１回ごとに　税抜額5,000円 イ　アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる１の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。 ウ　一括請求代表回線のＬＴＥ契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。

	エ　当社は、契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するａｕ一括請求グループについて、ａｕ一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのａｕ一括請求グループについてもａｕ契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。 オ　当社は、アの適用を受けているａｕ一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。

２　料金額

区分	単位	料金額
分計請求書発行手数料	１契約について発行１回ごとに	税抜額 100 円

第３　支払証明書等の発行手数料

１　適用

支払証明書等の発行手数料の適用については、別記３（１）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書等の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行１回ごとに	税抜額 400 円

（注）　支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第３の２　利用料金証明書の発行手数料

１　適用

利用料金証明書の発行手数料の適用については、別記３（１）の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金証明書の発行手数料の適用	
利用料金証明書の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、利用料金証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、利用料金証明書の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行１回ごとに	税抜額 400 円

（注）　利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料が必要な場合があります。

第４　請求書の発行手数料

当社のＷＥＢｄｅ請求書ご利用規約に定めるところによります。

第５　払込取扱票の発行等手数料

１　適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記３（３）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	ａｕ契約者は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、２（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 （１）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 （２）　第１（基本使用料等）１（適用）（４）の２の適用を受けているとき。 （３）　その他当社が別に定める条件に該当するとき。

２　料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行１回ごとに	税抜額 100 円

第５の２　窓口取扱等手数料

１　料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の発行１回ごとに	税抜額 300 円

第６　空き電話番号の検索手数料

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	１検索ごとに	税抜額 300 円

第７　料金安心サービスに関する料金

１　適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記３(10)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）に関する料金の適用	ア　料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金については、その料金月において、別記３(10)に定める概算額が限度額を超えず、別記３(10)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。 イ　料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。 ウ　当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であって、その請求がＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス（以下この欄において「ＬＴＥ料金安心サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、ＬＴＥ料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱います。 エ　５Ｇ契約又はＬＴＥ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その５Ｇ契約者又はＬＴＥ契約者について相当サービスの提供の開始があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のａｕスマートサポート接続サービス利用料については、当社の５Ｇ約款又はＬＴＥ約款の規定（エに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

２　料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）	１契約ごとに月額	税抜額 100 円

第８　携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ又は番号移行に係る電話番号の取扱いに関する料金

１　適用

携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ又は番号移行に係る電話番号の取扱いに関する料金の適用については、別記３(11)の規定によるほか、次のとおりとします。

携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ又は番号移行に係る電話番号の取扱いに関する料金の適用	
（１）　契約の解除に伴う携帯電話・ＰＨＳ番	契約者は、そのａｕ契約、プリペイド電話契約又は定期前払ａｕ契約の解除に伴い、ＭＮＰ又は番号移行（それぞれ別記３(11)に定めるものをいいます。以下同じとします。）を希望する旨の申出を行う

号ポータビリティ取扱手数料又は番号移行手数料の適用	場合、２（料金額）に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ取扱手数料又は番号移行手数料の支払いを要します。
（２）　携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ取扱手数料又は番号移行手数料の適用除外	当社は、（１）の規定にかかわらず、ａｕ（ＷＩＮ）通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

区分	単位	料金額
携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ取扱手数料又は番号移行手数料	１の請求ごとに	税抜額 3,000 円

第９　削除

第 10　情報保管サービス利用料

１　適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記３(20)の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日に、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、２（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

２　料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	１契約ごとに月額	税抜額 372 円

第 11　ａｕスマートサポート接続サービス利用料

１　適用

ａｕスマートサポート接続サービス利用料の適用	
（１）　ａｕスマートサポート接続サービス利用料の取扱い	ア　当社は、そのａｕ契約者について、当社の「ａｕスマートサポート会員利用規約」に定めるａｕスマートサポートの提供を受けるための契約（以下「ａｕスマートサポート会員契約」といいます。）の締結（そのａｕスマートサポート会員契約が終了した後、新たに締結する場合を含みます。）があった日（以下「ａｕスマートサポート会員契約締結日」といいます。）を含む料金月につい

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
て、２（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
１契約ごとに
<table>
<tr><th>料金額</th></tr>
<tr><td>税抜額 3,000 円</td></tr>
</table>
イ　ａｕスマートサポート接続サービス（別記３(21)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の提供を受けているａｕ契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、会員契約締結日を含む料金月の翌料金月から起算して２料金月の間、ａｕスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。
ウ　当社は、料金月の起算日以外の日に、ａｕスマートサポート接続サービスの提供の開始又は廃止があったときは、ａｕスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、２（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
　ただし、アに規定する料金額については、日割りを行いません。
エ　当社は、ａｕスマートサポート接続サービスの提供の開始が、ＬＴＥ契約（そのＬＴＥ契約者がａｕスマートサポート接続サービスに相当するサービス（以下この欄において「相当サービス」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月のａｕスマートサポート接続サービス利用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、相当サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。)から、ａｕスマートサポート接続サービスの提供があったものとみなして取り扱います。
オ　ＬＴＥ契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのＬＴＥ契約者について相当サービスの提供の開始があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のａｕスマートサポート接続サービス利用料については、当社のＬＴＥ約款の規定（エに相当するものをいいます。)に定めるところによります。
</td>
</tr>
<tr>
<td>（２）　ａｕスマートサポート接続サービス利用料の減額適用</td>
<td>
ａｕ契約者は、ａｕスマートサポート会員契約の申込みを行い当社から承諾を受けた場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。)、そのａｕスマートサポート会員契約締結日を含む料金月について、ａｕスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>適用条件</th></tr>
<tr><td>ア　そのａｕサービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。
イ　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であること。
ウ　その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことが</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	ないこと。

２　料金額

区分	単位	料金額
ａｕスマートサポート接続サービス利用料	１契約ごとに月額	税抜額 380 円

第５表　フルサポート解除料

１　適用

フルサポート解除料の適用については、別記 33 の規定によるほか、次のとおりとします。

フルサポート解除料の適用	
フルサポート解除料の減免	別記 33 に規定する購入サポートの適用を受けた契約者回線（第１表（ａｕ（ＷＩＮ）通信サービスに関する料金）第１（基本使用料等）（９）の５の適用を受けているものに限ります。）に係るａｕ契約者は、（９）の５に規定する指定期間として２年又は３年を指定している場合 であって、別記33に規定する継続利用月数が13料金月以上のときは、別記 33 の（２）（エを除きます。）に規定する事由が生じた場合であっても、その購入サポートに関するフルサポート解除料の支払いを要しません。

２　料金額

１契約ごとに

継続利用月数	フルサポート解除料
１料金月以上 12 料金月以内	税抜額 16,000 円
13 料金月以上 18 料金月以内	税抜額 12,000 円
19 料金月以上 24 料金月以内	税抜額 6,000 円